規則(EU) 2016/399 (シェンゲンボーダーコード) [参考訳]

2017年7月20日 明治大学法学部教授 夏 井 高 人

* * *

Regulation (EU) 2016/399 of the European Parliament and of the Council of 9 March 2016 on a Union Code on the rules governing the movement of persons across borders (Schengen Borders Code) (OJ L 77, 23.3.2016, p.1–52) のテキスト(英語版)に基づいて和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0399&from=EN [2017年6月25日確認]

この規則(EU) 2016/399 の第 29 条第 1 項は、規則(EU) 2016/1624 の第 80 条によって 改正されている。また、規則(EU) 2016/399 の第 8 条第 2 項及び第 3 項は、規則(EU) 2017/458 の第 1 条によって大規模に改正されている。これらの改正による改正後の統 合版の条文は、下記のところで入手することができる。

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1499471735638&uri=CELEX:02016 R0399 -20170407 [2017 年 7 月 13 日確認]

これら以外の改正案としては、Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a European Travel Information and Authorisation System (ETIAS) and amending Regulations (EU) No 515/2014, (EU) 2016/399, (EU) 2016/794 and (EU) 2016/1624 (COM(2016) 731 final)があり、関連法案としては、Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing an Entry/Exit System (EES) to register entry and exit data and refusal of entry data of third country nationals crossing the external borders of the Member States of the European Union and determining the conditions for access to the EES for law enforcement purposes and amending Regulation (EC) No 767/2008 and

Regulation (EU) No 1077/2011 (COM(2016) 194 final)がある。

規則(EU) 2016/399 は、前文、条文及び別紙の3つの部分で構成されている。この参考訳では、規則(EU) 2016/1624 の第80条及び規則(EU) 2017/458 の第1条による一部改正前の規則(EU) 2016/399 の前文及び条文の全文並びに別紙の一部を抄訳した。

別紙 (Annex I~Annex X) は、全体として、かなり大きなボリュームがある。これらの中で、別紙 I、別紙 II、別紙 IV、別紙 V のパート A、別紙 VI、別紙 VII 及び別紙 IX は、法規範の一種としての重要性が高いと考えられるので、全文訳出することにした。

別紙 III は、図がないと理解しにくいので図をそのまま表示するとともに、ノルウェーとアイスランドにおけるロゴの用法に関する図の注記を訳出した(前文(39)参照)。 別紙 V のパート B の書式及び別紙 VIII の書式は、ノルウェーとアイスランドにおけるロゴの用法に関する注記部分のみを訳出し(前文(39)参照)、それらの書式内の文言の訳出は割愛した。

別紙 V のパート B に基づく用紙により現実に入国拒否が行われる場合には、当該入 国拒否の措置を受ける渡航者が読解可能な言語または読解可能と推定される言語を用 いた文言を含む文書が示されることになると推定される。しかし、入国地点に難民等 が殺到し、その中の大多数について入国拒否となるような場合において所定の用紙が 枯渇した場合には、その保証はないのではないかとも考えられる。

別紙Xについては訳出を割愛した。しかし、別紙Xは、廃止される法令の条項との対照表になっており、条項の読み替え等の際に廃止法令中の条項との対応関係を正確に理解する上では重要である。

訳出を割愛した部分についても、比較法(特に EU 法)の研究者及び法情報学の研究者、並びに、EU の構成国以外の国からの渡航者にとって、その実務的な重要性が乏しいわけではない。必要に応じ、原文にあたって精査することを強く推奨する。

この参考訳は、あくまでも、規則(EU) 2016/399 の私訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳においては、原則として直訳とした。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。

例えば、「report to」は、非常に単純な構造をもつ簡単な組織である場合には「直属

の」と意訳することができる場合があり得るが、現実の国家組織等では必ずしも妥当ではないことが多いので、むしろ、明確に単純な上下関係のみが法定されている場合を除き、「報告する」との直訳のほうが結果的に正しいことが少なくない。あるいは、「ordinary court」は、「管轄権をもつ裁判所」と訳すべき場合もあるが、EUの国家制度及び法制度に関する限り、構成国によって裁判所制度が異なっており、日本国のような単一の系統に属する裁判所だけではなく、一般事件を扱う通常裁判所のほかに憲法裁判所や行政裁判所等が設置されているのが普通であることから、そのまま直訳したほうが無難であることが珍しくない。加えて、「have」の使役的な用法に対応する日本国の法的概念は異なっていることがあるということを認識・理解すべきである。例えば、日本国の法学の領域においては、「訂正請求」は、その実質が「被告に訂正させる請求」である場合であっても「原告の権利である訂正権を行使する請求」と識別不可能な表現を用いるのが通例である。「**をして**せしむる」的な表現を明示的に用いることは、むしろ少ない。これらのような場合には、法制度上の機能・構造を丹念に検討した上で、より適用範囲の広い妥当な訳を探究・模索すべきである。

しかし、以上のような前提を踏まえた上で、直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。ただし、意訳の語彙上の選択基準は、個々の法令の制定趣旨や当該法令の起草者の個人的趣味や歴史的変遷等を反映せざるを得ない部分があるので、個々の法令により一定せず、常に個別的なケースバイケースの検討が求められる。

原文中に何らかの誤りがあるのではないかと推定される箇所もある。そのような箇所に関しては、合理的に解釈可能な範囲内で、この参考訳を作成した。

この参考訳の翻訳文中には、訳注はない。注記(脚注)は、全て原注である。

規則(EU) 2016/399 と直接に対応する日本国法は、出入国管理及び難民認定法(昭和26 年政令第319号)である。また、規則(EU) 2016/399 と密接に関連する PNR に関して対応する日本国法は、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56 年法務省令第54号)、とりわけ、同施行規則第52条(報告する義務)並びに旅券法(昭和26年法律第267号)及び旅券法施行規則(平成元年外務省令第11号)である。

このほか、関連する法令として、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)、空港法(昭和 31 年法律第 80 号)、港則法(昭和 23 年法律第 174 号)、河川法(昭和 39 年法律第 67 号)、海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)、海上運送法施行規則(昭和 24 年運輸省

令第49号)、国際海上物品運送法(昭和32年法律第172号)、船員法(昭和22年法律第100号)、船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)、船舶法(明治32年法律第46号)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)がある。

この参考訳では、日本国の出入国制度と実質的に同一内容の事項に関しては、可能な限り日本国法上の用語と一致する訳語を選択するようにしたが、制度趣旨等が異なるものについては、日本国法上の用語とは異なる訳語を用いた箇所もある。

(この参考訳を作成する際に考慮した事項)

規則(EC) No 2007/2004、(EC) No 863/2007 及び決定 2005/267/EC は、規則(EU) 2016/1624の第82条によって、廃止された。これに伴い、従来、Frontex の正式名称であった「欧州対外国境管理協力機関(the European Agency for the Management of Operational Cooperation at the External Borders of the Member States)」は廃止された。Frontex の現在の正式名称は、「欧州国境沿岸警備(the European Border and Coast Guard)」である。前後で職務権限等に相違はあるが、Frontex との略称を維持しており、実質的に同一の機関であると考えることができる。規則(EU) 2016/399の原文中では、この機関を指すものとして「the Agency」が用いられている。他の EU の機関と識別することができるようにするため、単に「機関」と訳すことは適切ではないが、法改正により正式名称が「欧州国境沿岸警備」となる前の組織を指すことを明確にするために、この参考訳では、規則(EU) 2016/1624 による改正前の Frontex を示すものとしての「the Agency」を「協力機関」と訳すことにした。

「Frontex」は、フランス語の「Frontières extérieures」に由来するとされる。「Frontex」を日本語のカタカナで表記するときは、一般に、「フロンテクス」が用いられている。しかし、「Frontex」のネイティブによるフランス語の実際の発音では、その発音者によって「フロンテクス」と聞こえる場合と「フロンテス」と聞こえる場合とがあり、一定していない。また、英語圏の者及びドイツ語圏の者は、「Frontex」を正確に発音することができない。日本人の大多数もそうである。そこで、この参考訳では、「Frontex」と記載することにし、カタカナ表記を避けることにした。

「visa」は「査証」と訳し、「passport」は「パスポート」と訳し、「travel document」

は「渡航文書」と訳すことにした。「passport」とは、日本国法上では「旅券」のことである。

「biometric data」は、分野によって異なる訳が可能であるが、規則(EU) 2016/399では、主として、対外国境における第三国の国民(EU 域外の外国人)の識別のためにVisa情報システム(VIS)で照合のために用いられる指紋データのことを指して用いられているので、「生体認証データ」と訳すことにした。この指紋データは、構成国のPIU及び Europol を介して共有される航空機の搭乗者情報の記録(PNR, API)との関連においても義務的に収集・管理・照合されるものとされており、また、EUの構成国に滞在・在留するためには必須のものとして指紋データの提供が要求される。

すなわち、構成国の国内の治安と社会の安全を最優先に保護すべきものとして構成 国の主権に保留されている TFEU の体制の下においては、当該構成国に国籍をもたな い外国人であるがゆえにその指紋データの提供が求められるのであるが、このことは、 少なくとも、欧州議会、理事会及び欧州委員会並びに EDPS のレベルでは、それが個 人データ収集のための一般的な要件を充足するものであり、かつ、適切な安全性確保 措置に服するものである限り、欧州連合基本権憲章に違反するものであるとは考えら れていない。そして、そのような要件が充足される場合には、支障のない移転(free movement)が認められる。

ただし、生体認証データの収集・処理それ自体の合憲性については異論もある。この点については、丸橋透「搭乗者名データの移転及び処理に関するカナダと欧州連合間の協定案の適合性に関する欧州連合司法裁判所への諮問事件 1/15 独立弁論官MENGOZZI 意見書(2016年9月8日言渡し)(欧州議会から欧州連合司法裁判所に提出された諮問手続き)[参考訳]」法と情報雑誌 366~437 頁が参考になる。

なお、指紋データの収集・処理と関連する細則としては、理事会決定 2008/615/JHA 及び理事会決定 2008/616/JHA がある。

「査証スティッカ(visa sticker)」に関しては、VIS 規則(EC) No 767/2008 の中に関連条項がある。

「check」は、小切手や旅行小切手を意味するような場合を除き、一般的には、要するに、ある基準に基づき、その基準によって許容される範囲内にあるか否かを決定する判断を意味するが、国境における入国審査の文脈においては、「検問」、「審査」、「検査」、「点検」、「確認」等の様々な訳語をあてることが可能である。ただし、EUの法令

においては、国境の物理構造の相違及び法制の構造上の相違から、日本国の入国関係の法令で用いられている法律用語と完全に一致しない場合を前提とする条項が多数存在することに留意しなければならない。それゆえ、無理に統一的な訳語をあてることにこだわることは逆に不合理な結果をまねく危険性があり得る。この参考訳では、文脈に従い、「検問」、「審査」、「検査」、「点検」等の訳語を用い、適宜、訳し分けることにした。

「flight」は、通常は、正規の「航空便」またはその運航(飛行)のことを意味する。しかし、規則(EU) 2016/399 は、正規の航空会社が運航する定期便または不定期便の航空便だけではなく、第2条第1号(c)の「港(port)」が第2条第4号により定期便の旅客便または貨物便の国内便の船舶のみに限定されている「通常の域内フェリー航路(regular internal ferry connection)」のための港のみを指すのとは対照的に、(例えば、国際法上の保護を求めるために飛来する亡命者が搭乗する飛行機のように)関係国から何らの承認なく空港に強行着陸するものやハイジャックされた航空機も含まれ得ること、あるいは、特定の国の独裁者的な国家元首等が私有の航空機を用いて一般の航空会社の飛行計画とは全く関係なしに特例扱いで離着陸する場合等もあること、そして、それらの場合には、検問(出入国審査)の要否が問題となることがあり得ることから(第2条第3号、別紙 VI の2.1.4、2.3.3参照)、航空会社によって関係国の承認の下に正規に運航される航空機またはその運航を意味する「便」を含む訳語は適切ではない。一般に、正規に運航される航空機以外のものを含めて空港で離着陸する航空機であることを示すことが明らかである場合には、「flight」を「運航機」と訳すのが妥当である。

しかし、この参考訳では、航空会社の航空機の便が正常に運航されている状況の下において、正規の定期便または不定期便である運航機のことを指し、かつ、その搭乗者及びその手荷物の検問だけに適用される場合を原則的なものとして定め、例外の場合には「航空機 (aircraft)」との要件を用いているものと理解た上で、「flight」については、適宜、「便、運航便、国際便及び域内便等」を用いて訳し分けることにした。加えて、航空機が飛行する状態そのものを指す場合には、「飛行」と訳すことにした。

他方、近未来においては、宇宙ロケットによる旅行が可能となるかもしれないが、 その場合に直接的に適用される条項はない。また、垂直離着陸が可能な自家用航空機 の場合には、その離着陸のために空港施設や滑走路等を必要としないが、そのような 場合を想定した条項もない。貨物運搬用のドローン(無人航空機)でも同様の問題が 生じ得る。また、事前の飛行許可が確認できない飛行体は、関係国の領空を侵犯した 時点で軍の対空ミサイルまたは対空砲等によって撃墜することとなるためかもしれないが、詳細は不明である。

これらの問題は、現時点では例外事象に属するかもしれない。しかし、今後の技術開発により、例えば、人間の身体に装備する小型ジェットパックのような簡易に空中を移動することができる身体装着式の運搬手段が広範に流通し、一般に利用される可能性がある。これらのことから、従来の意味での空法や宇宙法の理論と実務だけでは全く対処できないような事態が多発するおそれが十分にあると予測される。

なお、規則中には、グライダーや小型の簡易航空機に関連する条項はある(別紙 VI の 2.3.4 参照)。

「leg」は、乗り継ぎを要する航空便の複数の行程で構成される旅程の中の最初の行程のことを指す。例えば、日本国の成田から出発して、シンガポールで便を乗り換え、オーストラリアのシドニーに向かう場合、旅程中の成田〜シンガポール間の行程が「leg」となる。最初に「脚(leg)」が折れてしまうと、「翼」(後の行程)が健全でも旅行計画全体が不可能になる(飛び立てない)のと同然だということを意味している。この場合、別の「leg」を代替的に用いることが可能であれば、予定していた同一の「翼」によって同一の目的を達成することができる。複数の乗り継ぎが行われる場合、「leg」の概念は、相対的なものとなる。例えば、日本国の成田から出発して、シンガポール及びフランスのパリで順次乗り継ぎ、スペインのマドリッドに到着するという場合、シンガポール~フランスのパリの行程との関係では成田~シンガポールの行程が「leg」となり、フランスのパリからスペインのマドリッドまでの行程との関係では、シンガポール~フランスのパリからスペインのマドリッドまでの行程との関係では、シンガポール~フランスのパリの行程が「leg」となる。そこで、この参考訳では、「行程」と訳すことにした。

「remaining leg」は、乗り継ぎを要する航空便の複数の行程で構成される旅程の中の最後の行程のことを指す。例えば、上記の成田〜シンガポール〜シドニーの旅程の例では、旅程中のシンガポール〜シドニー間の行程が「remaining leg」となる。脚が折れると、翼が健全でも無事に地上に降りることができないということを意味する。この参考訳では、「残りの行程」と訳すことにした。

「transit」は、航空機の搭乗者の場合には便の乗り換え(乗り継ぎ)のことを意味する。一般に、大規模な飛行場においては、入国手続をすることなく特別のエリアで乗り継ぎ便を待つことができる場合もあるが、空港施設の保安の目的で強制的に入国手続(特に機内持ち込み手荷物検査)を要求されることもある。航空機及び空港の場合

には、「transit」を「乗り継ぎ」と訳しても特に問題はない。しかし、他方において、 船便の場合には、乗り継ぎのために一定日数を要することがあり、その待機期間中の 宿泊のために入国手続が必要となることもある。更に、陸路の場合には、入国手続が 必然に伴う。このような様々な種類の「transit」が存在することを考慮し、この参考訳 では、文脈に応じて、「乗り継ぎ」または「経由」と訳すことにした。

「transfer passengers」と「transit passengers」は、どちらも「乗り換え(乗り継ぎ)の搭乗者」のことを意味する。別の語を用いているのは、適用される条項が異なるため、EU の域内から第三国行きの乗継便を利用する搭乗者を「transfer passengers」とし、EU の域内で複数の乗り継ぎをする搭乗者を「transit passengers」として、識別できるようにするためと思われる。この参考訳では、日本語としては意味の相違が全くないが、便宜、「transfer passengers」を「乗り換え搭乗者」と訳し、「transit passengers」を「経由搭乗者」と訳すことにした。

「change of aircraft」は、要するに、別の運航便(航空機)に乗り継ぎ(乗り換え)をすることを意味する。この参考訳では、「航空機の機材変更」と訳すことにした。

「means of transport」は、渡航者(搭乗者)自身の運搬手段である場合には「移動手 段」のほうが日本語として適切である。しかし、手荷物その他の物品の輸送の場合に は「輸送手段」が適切である。国境検問においては、入国または出国を申請する者に 対する検査と当該の者が所持または保有する物品の検査が行われ、また、所有者不明 の物品の検査も行われることから、この参考訳では、「移動手段」ではなく「輸送手段」 と訳すことにした。英語の語感としては、「transport」は、その目的語として人間とモ ノとを区別しない語であることを理解することができる。このような場合、意味のな い妙な感情論または文学的情緒は全て捨象して訳語を選択するのが合理的である。と りわけ、今後、人間型のロボット(ヒューマノイド)やサイボーグが人間と同様の扱 いを受けることがあり得るし、また、現時点においても、(機内持ち込み手荷物に関す る法令及び当該航空会社の約款によって適法に許容される範囲内で)人間の搭乗者の チケットによって確保した座席で様々な物品(例:非常に高価な楽器等)やペットで ある動物等を輸送することもあり得るので、この文脈における訳語の選択に関する限 り、人間とモノとを区別しない即物的な考え方を採用するのが妥当である。ただし、 入国または出国の審査に際しては、検査対象が人間である場合、その検査に際しては、 人間の尊厳を含め、基本的な権利が尊重される。ドローン(無人航空機)の法律問題 に関しては、夏井高人「サイバー犯罪の研究(九・完)ー補遺・最近の法改正と裁判事例-」法律論叢 89 巻 1 号 143~198 頁 (2016)で述べた。

入国または出国の審査を行うことができる「private area」(第8条第4項)は、通常は、個別審査を行うための別室のことである。「私的な場所」という意味ではない。しかし、実際には、区画された別の場所が用意されているだけで、個別の隔離された室内ではないこともある。それゆえ、この参考訳では、「別室」ではなく「別の場所」と訳すことにした。なお、同様の場所は、例えば、空港において、搭乗者情報(PNR, API)と連携した要注意人物データベースから警告が発せられるような場合に、当該警告を発せされた搭乗者のみを分離した上で、入国審査担当官または警察職員等により、入国目的等を個別かつ詳細に訊問する際にも用いられる。

「general declaration」は、様々な訳が用いられているが、公式の申告書では、「general declaration」の日本語訳として「明告書」との訳語が用いられているので、この参考訳でも「明告書」と訳すことにした。

「apply mutatis mutandis」は、一般に、まとめて「準用する」と訳されることが多い。しかし、日本国法または日本国の法学において標準的に考えられているような「準用」とは異なる要素を含む場合があり得るので、常に一律に「準用する」と訳すことには一定の危険が伴う。立法趣旨、文脈及び日本語としての流れに沿って、「準用する」、「準用して適用する」または「適宜修正して適用する」等と合理的に訳し分けるのが妥当である。特に「適宜修正して適用する」との訳は、当該条項を単純に(準じて)適用するのではなく、一定の法解釈による修正を要する場合、とりわけ、複数の条項を重畳的に適用するような法解釈・適用上の操作が行われる必要がある場合には必須である。その結果、法令の翻訳によって訳語が異なるような結果が生ずることがあり得る。

従来、このような比較法上の用語の選択において、可能な限り多数の法令等を実際に全文訳し、帰納法的な分類を経ることなく、観念論または思考上の惰性だけで論述されている法情報学関連の書籍等が全くないわけではない。とりわけ、全ての「語」は、それ自体としては、記述のための符号に過ぎないため、その使用者の相違によって、また、時代背景や時間の経過によって、当該符号としての語のもつ意味や機能が異なるのが普通である。それゆえ、可能な限り多数の外国法令の全文訳を試みたことのない者による(大量観察の結果に基づかない)単純に先例踏襲的な内容の書籍に記

述されている内容については、注意を要する。このことは、外国法関連の法令用語辞 典の類でも同じである。

この参考訳においては、直訳を原則とするという方針に則り、規則の制定趣旨等を 勘案した上で、「apply mutatis mutandis」を「準用して適用する」と訳すことにした。

「judicial」は、一般に、「司法」と訳されることもある。特に、諸外国の法制において、日本国憲法に定める司法権とはかなり異なる国家制度上の性質をもつ行政権の一種としての裁判所制度が当該国の憲法上の制度として設置されている国を念頭に置く場合にはそうである。一般に、刑事訴訟手続における予審制度をもつ裁判所制度は、純粋な司法権であるとは言えず、行政権の性質と司法権の性質を兼有するものである。

しかし、現在の日本国憲法に基づく日本国の国家体制において司法権をもつ国家組織は裁判所のみであり、法務省所管の検察・警察には一切の司法権がない。その意味で、日本国において、「刑事司法」の担い手は刑事事件を扱う裁判所のみであり、検察庁及び警察には刑事司法の権限が一切ない。大日本帝国憲法の体制下においては予審制度があり、裁判所の独立が完全なものではなかったので、司法省が存立し得る政治的・法的な基盤が存在した。しかし、現在の日本国の国家行政組織上において、検察庁及び警察を所管する法務省は「法務」省なのであって、「司法省」ではない。日本国憲法の体制下において裁判所のみが司法権の担い手である以上、行政機関の種別の一種である「省」が司法を担当することは憲法違反となるので、「法務省」を「司法省」と改名することは、日本国憲法上、一切許されない。

「judicial」の訳語を考える場合においても、憲法違反とならないような訳語の選択を配慮しなければならない。

そこで、個々の法令毎に、裁判所またはその権限を含む趣旨で「judicial」が用いられているときは「司法」と訳し、検察または警察の権限に限定する趣旨で「judicial」が用いられている場合には「法務」または「刑事法務」と訳すべきである。

なお、日本国の刑事訴訟法では、「司法警察員」及び「司法警察職員」が条文中に用いられている関係から、日本国の法制との対応関係を示す場合にはこれらの語を用いざるを得ない。

しかし、上記の趣旨からすれば、「司法警察員」及び「司法警察職員」という語を用いることは、仮にそれが既に定着した語であるとしても、刑事訴訟法と日本国憲法との間に抵触を発生させるものであり、刑事訴訟法という法典の存在それ自体が違憲となる危険性があり得る。刑事訴訟法及び関連法令について、可及的速やかに、「司法警察員」を「警察員」と、「司法警察職員」を「警察職員」と改正するほぼ全面的な法改

正が行われることが望ましい。また、現時点で公式訳が存在している以上、それを参照する場合にはそのまま用いざるを得ないとはいえ、同様の違憲の危険性があるので、外交上の「刑事司法共助」もまた「刑事法務共助」と改められ、「司法共助」も「法務共助」と改められるべきである。

あくまでも一般論として、従来、日本国の最高裁がこの種の問題について関心をもってこなかった、または、沈黙し続けてきたのは、日本国憲法に基づく唯一の司法権の担い手として、立法に対する意見を述べる立場にはないとの見解によるものであったと推測される。しかし、一般に、法学研究者は、そのような慎重な政治的配慮ないし忖度をすべき立場にある者ではない。

「public policy」は、一般的には、「公共政策」を意味することが比較的多い。しかし、シェンゲンボーダーコードにおける国境管理の保護法益という観点からすると、そして、「internal security(国内の治安)」と並べて用いられることからすると、より広く国家または当該国の政府の基本的な政策、あるいは、公の秩序それ自体を基礎づける国家政策のことを意味するものと考えられる。そして、そのような意味での「public policy」の中には、対外政策、軍や警察と関連する基本的な政策、治安維持のための基本的な政策等も含まれる。それゆえ、この参考訳においては、「public policy」を「公的な政策」と訳すことにした。

なお、「公の秩序」は、社会の構成員と切り離されて自律的に存在する客観的なものではあり得ない。例えば、ある地域社会が大規模自然災害や戦争等によって壊滅し、生存者が存在しない状態となった場合、それ以前の時点においてその地域社会が所在していた地理的な場所にあったはずの全ての規範も同時に消滅する。その意味で、全ての規範は、物体と同じような意味で客観的に存在するものではなく、当該社会において誰かによって構築・運用される人為的かつ相対的な仕組みの一種に過ぎない。そして、そのような仕組みの基本的な要求仕様の重要な構成要素または要求仕様それ自体が「public policy」であると考えることもできる。

一般に、異なる地域社会において、しばしば矛盾・抵触・衝突する内容をもった「正義(justice)」や「倫理(ethics)」が存在するのは、そのことに起因している。「正義」や「倫理」の意味内容それ自体が社会の変動と共に変化するのもそのことによる。すなわち、物的・客観的なものという意味での「正義」や「倫理」は、成立の余地が全くない。それらは、存在するものではなく、思惟され得るものなのであり、そして、主観的かつ人為的な知的工作物の一種、または、それを当該地域社会において実効性をもって強制するための社会的・政治的な仕組みの一種に過ぎない。

それにも拘らず、当該地域社会において、「正義」や「公共の利益(public interest)」といったような概念を尊重するという社会心理的な「構え」が広範に存在し、それが当該地域社会の中で円滑に機能していることそれ自体は、当該社会の安定性のために重要なことであり、必須のものでもあることを否定することができない。このような社会心理的な「構え」は、一般に、当該概念が客観的な存在であるとの思想を前提にした上で、「規範の内面化」として説明されることが多い。しかし、それは、ある意味で、文学的なレトリックの一種に過ぎない。むしろ、生存確率を少しでも高めるためのある種の行動パターンや思考パターンの学習と記憶と実施というプロセスとして理解するほうが合理的である。ここにおいてもまた、サイバネティクス(Cybernetics)の基本的な理解が重要である。

そして、そのような理解を前提にした場合のほうが、例えば、世界史における過去の独裁国家において採用されていた当該社会の構成員に対する一定の心理操作(価値判断パターンの強制的もしくは半強制的な刷りこみ、または、強制的もしくは半強制的な反復訓練)を用いた支配のメカニズムのようなものを平易に理解させるものであるということができる。

「local border traffic」は、国境地帯に居住する住民による国境を越える通行のことを意味する。この参考訳では、「国境地域通行」と訳すことにした。

「cross-border workers」は、EU 法における独特の概念であり、日本国のような地政学的環境の下にある地域では理解し難い要素を多分に含んでいる。「越境労働者」との訳もある。

この参考訳では、シェンゲン圏の特性、EUの対外国境と域内国境との基本的な相違を踏まえた上で、とりあえず、「国境通過労働者」と訳すことにした。

査証の「annul」と「revoke」は、どちらも査証を無効化するための措置である。一般的には、どちらも「取消す」と訳されている。しかし、規則(EC) No 810/2009 (VISAコード)の第34条第1項及び同条第2項によれば、査証が発給された時点で原始的に無効原因が存在していた場合が「annul」であり、査証が発給された時点では無効原因が存在してなかったけれども後発的に無効原因が生じた場合が「revoke」であることを理解することができる。

日本国の法令においては、在留資格それ自体については、原始的無効と後発的無効の両者を同様に「取消し」としつつ(出入国管理及び難民認定法第22条の4)、在留力

ードの後発的無効の場合を「失効」としているので(同法第19条の14)、出入国管理及び難民認定法上の概念が人の権利能力及び行為能力に関する基本法である民法上の無効及び取消しの概念と矛盾・抵触しているという点を含め、概念の混乱という非常に厄介な問題が生じ得る。

そのような問題はあるが、この参考訳では、適切な訳語が見当たらないので、やむを得ず、便宜、「annul」を「失効させる」と訳し、「revoke」を「取消す」と訳すことにした。

「seafarer's identity document」は、日本国法では「船員手帳」が相当する。しかし、ILO 条約第 108 号及び ILO 条約第 185 号(日本国は未批准)との関係では「船員身分証明書」と訳すのが通例であることなどを考慮し、「船員の身分証明書」と訳すことにした。

「Air borders」は、多義的であるが、別紙 VI の 2.では、出入国の審査を実施する検問場所としての入国地点を基準としてこの語が用いられているので、空の国境との関係での出入国地点である「空港」との訳語が適切であると考えられる。「空の国境」と訳した場合、国防上の防空識別圏との区別がつかなくなる危険性がある。しかし、この参考訳では、誤訳であるとの誤解を受ける危険性の回避をより重視し、「空の国境」と訳すことにした。より説明的な意訳としては、「空の入国地点における国境検問」とするのが妥当かもしれない。

この参考訳には、2017 年 6 月 30 日に明治大学駿河台校舎内の会議室で開催された明治大学法と情報科目担当教員会議第 9 回話題提供会における意見交換の結果が反映されている。

航空機の搭乗者記録(PNR, API)のプライバシー保護に関しては、丸橋透氏(明治大学法科大学院講師・ニューヨーク州弁護士)との継続的な意見交換において示唆を受けた部分が少なくない。世界規模での海運業及び保険業の現状及び問題点に関しては、南保勝美氏(明治大学法学部教授)との私的な意見交換により示唆を得た部分がある。EUの対外国境地帯(特に地中海沿岸~東欧)における過去数年間における現実の状況の認識に関しては、佐原徹哉氏(明治大学政治経済学部教授)との私的な意見交換により示唆を得た部分がある。

この参考訳の校正に際し、唐亀侑久氏(株式会社ラック)の助力を得た。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

規則(EU) 2016/1624 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 6 号 1~98 頁にある。規則(EU) 2017/458 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 7 号 83~96 頁にある。VIS 規則(EC) No 767/2008 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 1~59 頁にある。PNR 指令(EU)2016/681 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 119~155 頁にある。API 指令 2004/82/EC の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 60~70 頁にある。理事会規則(EC) No 2252/2004 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 7 号 104~117 頁にある。規則(EC) No 444/2009 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 7 号 118~129 頁にある。理事会枠組み決定 2002/475/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 71~85 頁にある。理事会枠組み決定 2008/919/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 86~94 頁にある。理事会枠組み決定 2006/960/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 95~110 頁にある。

一般個人データ保護規則(EU)2016/679 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 188~331 頁にある。個人データ保護指令 95/46/EC の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 332~365 頁にある。規則(EC) No 45/2001 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 111~146 頁にある。規則(EC) No 45/2001 の改正案の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 4 号 249~354 頁にある。指令 97/66/EC の参考訳は、法と情報雑誌 1 巻 5 号 66~83 頁にある。指令 2006/24/EC の参考訳は、法と情報雑誌 1 巻 5 号 47~65 頁にある。規則(EC) No 1049/2001 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 102~118 頁にある。

指令 (EU) 2016/680 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 1 号 41~140 頁にある。Europol 規則(EU)2016/794 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 1~101 頁にある。Europol 決定 2009/371/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 31~98 頁にある。決定 2009/934/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 99~113 頁にある。決定 2009/935/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 114~118 頁にある。決定 2009/936/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 119~139 頁にある。決定 2009/968/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 119~139 頁にある。決定 2009/968/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 155~181 頁にある。枠組み決定 2008/615/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 2 号 155~181 頁にある。枠組み決定 2008/977/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 1 号 141~169 頁にある。決定 2003/659/JHA 及び決定 2009/426/JHA による改正後の Eurojust 決定 2002/187/JHA は、法と情報雑誌 2 巻 4 号 81~125 頁にある。2003/659/JHA による改正前の Eurojust 決定 2002/187/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 4 号 126~152 頁にある。OLAF 規則(EU, Euratom) No 883/2013 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 4 号 126~152 頁にある。OLAF 規則(EC) No 1073/1999 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 156~171 頁にある。OLAF のデータ保護責任者 (DPO) に関する決定の参考訳は、法と情報雑

誌 2 巻 3 号 172~183 頁にある。Frontex 運営委員会決定 No58/2015 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 6 号 99~113 頁にある。Frontex 運営委員会決定 No34/2015 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 6 号 114~124 頁にある。Frontex 運営委員会決定 No34/2016 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 6 号 125~128 頁にある。Frontex 長官決定 36/2008 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 6 号 129~136 頁にある。

この参考訳を作成するについては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した文献等のほ か、ディートリッヒ・ムルスヴィーク(畑尻剛編訳)『基本権・環境法・国際法』(中 央大学出版部、2017)、土谷岳史「EU における「難民危機」とシェンゲンの再構築(1)」 高崎経済大学論集 59 巻 2-4 号 33~45 頁 (2017)、加藤浩「EU における欧州国境監視 システムの創設」外国の立法 262 号 28~31 号 (2014)、加藤浩訳「欧州国境監視システ ム (EUROSUR) を創設する 2013 年 10 月 22 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No 1052/2013 | 外国の立法 262 号 32~47 号 (2014)、野本啓介「航空分野をめぐる国際協 力」北星学園大学経済学部北星論集 54 巻 2 号 7~19 頁 (2015)、柴崎隆一「EU 域内に おける国境抵抗が交通需要に及ぼす影響~エーレスンド橋を例に~|運輸政策研究12 巻 4 号 43~44 頁 (2010)、カーステン・ウニギン 「欧州における国境の撤廃と再画定ー デンマーク=スウェーデン国境地域における国際協力ー」境界研究 2 号 133~147 頁 (2011)、中島ひかる「普遍性の原理と移民-フランスとヨーロッパの現在」東京医科歯 科大学教養部研究紀要 46 号 1~22 頁 (2016)、多門勝良「改正航空法を中心とした無 人航空機運航ルールの整備について | 空法 58 号 81~109 頁 (2017)、Ronald Pohoryles & Saša Božić (Eds.), Towards a European Society?: Boundaries, borders, barriers, Routledge (2016), Carol Harlow, Päivi Leino & Giacinto della Cananea (Eds.), Research Handbook on EU Administrative Law, Edward Elgar (2017), Donald R. Rothwell, Alex G. Oude Elferink, Karen N. Scott & Tim Stephens (Eds.), The Oxford Handbook of the Law of the Sea, Oxford University Press (2015), European Union Agency for Fundamental Rights (FRA): Handbook on European law relating to asylum, borders and immigration, FRA (2014), Thierry Chopin & Jean-François Jamet, After the UK's EU referendum: redefining relations between the "two Europes", Fondation Robert Schuman/ European Issue No.399 (5 July 2016), Vildana Sulić Kenk, Janez Križaj, Vitomir Štruc & Simon Dobrišek, Smart Surveillance Technologies in Border Control, European Journal of Law and Technology vol.4 no.2 pp.1-12 (2013)を参考にした。

国境を通過する人の移動を規律する規則に関する欧州連合コードに関する 欧州議会及び理事会の 2016 年 3 月 9 日の規則(EU) 2016/399 (シェンゲンボーダーコード)

欧州議会及び欧州連合の理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、並びに、とりわけ、同条約の第77条第2項(b)及び(e)に鑑み、

欧州委員会からの提案に鑑み、

法案を構成国の議会に送付した後、

通常の立法手続に従って審議し¹、

以下のとおりであるので、この規則を採択する。

- (1) 欧州議会及び理事会の規則(EC) No $562/2006^2$ は、何度も大きな改正を受けた 3 。明確性及び合理性の利益のために、同規則は成文化されなければならない。
- (2) 欧州連合の機能に関する条約(TFEU)の第77条第2項(e)に基づく措置の採択は、 域内国境を通過する人々の管理が存在しないことを確保するため、TFEUの第26 条第2項に定めるように、人の自由な移動が確保され、域内外国のない地域を設 けるという欧州連合の目的の一部を構成する。
- (3) TFEU の第 67 条第 2 項に従い、人が自由に移動することのできる地域の創設は、別の措置によって側面補強される。TFEU の第 77 条第 1 項(b)によって定められるような対外国境の通過に関する共通政策は、そのような措置の 1 つである。
- (4) 人の域内国境の通過に関する共通措置及び対外国境における国境管理は、欧州共同体の枠組みの中に、とりわけ、共通の国境における検問の段階的な廃止に関するベネルクス経済同盟諸国、ドイツ連邦及びフランス共和国の政府間の1985年6月14日のシェンゲン協定を実装する条約 4及び共通マニュアル 5の関連条項の中に組み込まれたシェンゲン協定(Schengen acquis)を反映するものでなければならない。

⁴ OJ L 239, 22.9.2000, p.19.

¹ 欧州議会の2016年2月2日付意見書(官報未登載)及び理事会の2016年2月29日付決定

 $^{^2}$ 国境を越える人の移動を規律する規則に関する欧州共同体コードに関する欧州議会及び理事会の 2006 年 3 月 15 日の規則(EC) No 562/2006 (シェンゲンボーダーコード) (OJL 105, 13.4.2006, p.1)

³ 別紙 IX 参照

⁵ OJ C 313, 16.12.2002, p.97.

- (5) 国境を通過する人の移動に関する共通規則は、欧州連合の市民及びその家族によって享受され、また、欧州連合とその構成国間を一方当事者とし当該第三国を他方当事者とする協定に基づき欧州連合の市民の権利と均等な自由な移動の権利を享受する第三国の国民及びその家族によって享受される自由な移動の権利を疑問視することも損なうこともない。
- (6) 国境管理は、その対外国境において国境管理を行う構成国にとって利害関係があるだけではなく、域内国境管理を廃止した全ての構成国にとっても利害関係がある。国境管理は、違法な移民及び人身取引との闘いを支援し、かつ、構成国の国内の治安、公的な政策、公衆衛生及び国際関係に対する脅威の防止を支援するものでなければならない。
- (7) 国境の検問は、人間の尊厳を完全に尊重するような方法で行われなければならない。国境管理は、専門的かつ丁寧なやり方で行われなければならず、それが求める目標と比例するものでなければならない。
- (8) 国境管理は、入国地点における人の検問及びそれらの入国地点間の監視だけではなく、国内の治安に対するリスクの解析及び域外国境の安全を害し得る脅威の解析によっても構成される。それゆえ、シェンゲン情報システム(SIS)内での検問を含め、入国地点における検問及び国境における監視を規律する要件、基準及び細則を定めることが必要となる。
- (9) 欧州連合内における短期滞在の承認された滞在日数の計算を取り扱う規則を定める必要がある。この事項を取り扱う全ての法令の中において、明確、単純かつ整合性のある規則があることは、旅行者と国境機関及び査証機関の両方にとって利益のあることであろう。
- (10) 指紋の認証は、それのみが、シェンゲン圏への入国を希望する者が査証の発給を受けた者であることの確実性を確認することのできるものであるので、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 767/2008¹に基づいて定められた Visa 情報システム (VIS) の対外国境における利用のための条項が設けられなければならない。
- (11) この規則に定める第三国の国民に適用される入国の要件が充足されているか否か を点検し、かつ、国境警備隊の職務を首尾よく管理するために、国境警備隊は、 VIS の中で調査し得るデータを含め、全ての必要な情報を用いることができるも のとしなければならない。

-

¹ Visa 情報システム(VIS)及び構成国間における短期滞在 visa のデータ交換に関する欧州議会及 び理事会の 2008 年 7 月 9 日の規則(EC) No 767/2008 (VIS 規則) (OJ L 218, 13.8.2008, p.60)

- (12) VIS システムを利用することのできる入国地点のすり抜けを防止し、その有効性を完全に保証するために、対外国境において入国審査が行われる場合、整合性がとれた方法で VIS を利用することが特に求められる。
- (13) 査証の申請が繰り返される場合には、生体認証データを再利用できるようにし、かつ、最初の査証申請から複製して VIS の中に入れることが適切であるので、対外国境における入国審査のための VIS の利用は、必須のものとされなければならない。
- (14) VIS の利用は、指紋の認証と組み合わされた査証スティッカの番号を用いて行われる VIS の中でのシステム上の検索を伴うものである。しかしながら、入国地点における待ち時間に対するそのような検索の影響に鑑み、移行期間内においては、特例により、かつ、厳格に定められた事情の下で、システム上の指紋照合をすることなく、VIS に問い合わせることができるものとしなければならない。構成国は、そのための要件と完全に適合する場合においてのみその特例が利用されること、及び、個々の入国地点において、厳格にミニマムなものとして、その特例の適用の期間及び頻度が維持されることを確保しなければならない。
- (15) 例外的かつ想定外の状況の下においては、入国地点における過剰な待ち時間の発生を避けるため、対外国境における審査を緩和させることができるものとしなければならない。第三国の国民の文書のシステム上の確認による証印は、緩和される入国審査の場合においても、依然として義務である。証印は、全ての場合において、必要な全ての渡航文書管理措置が行われたことを確認することなく、確実性をもって、国境を通過した日付及びその場所を確認することができるようにする。
- (16) 自由な移動という欧州連合の権利を享受する者の待ち時間を削減するために、状況が許すときは、入国地点において、全ての構成国において統一的な表示によって示される区分されたレーンが設けられる。国際空港においては、区分されたレーンが設けられなければならない。それが適切であると判断され、かつ、当地の状況がそれを許す場合には、構成国は、港及び地上の入国地点においても区分されたレーンを設けることを検討しなければならない。
- (17) 構成国は、対外国境における管理手続が、貿易並びに社会的交流及び文化的交流 の重大な障害とならないことを確保しなければならない。この目的のために、構 成国は、適切な数の職員及び資源を配置しなければならない。
- (18) 構成国は、その国内法に従い、国境管理の職務に職責を負う国内組織を指定しなければならない。同一の構成国において、複数の組織が職責を負う場合には、そ

れらの組織の間で密接かつ継続的な協力が存在しなければならない。

- (19) 国境管理と関連する構成国間の業務協力及び支援は、理事会規則(EC) No 2007/2004¹によって設置された欧州対外国境管理協力機関(「協力機関」) によって管理運営され、統括されなければならない。
- (20) この規則は、一般的な警察権限に基づいて行われる検査及び国内航空便のために 検査が行われた者との同一性を識別するための保安検査を妨げず、理事会規則 (EEC) No 3925/91²に従って例外的な手荷物検査を構成国が行うことができること を妨げず、かつ、旅行の実施もしくは文書の識別に関する国内法を妨げず、また は、当の構成国の領土上における所在を担当機関に対して告知すべき義務を妨げ ない。
- (21) 人が自由に移動することができる全ての地域において、域内国境における国境管理を再実施することは、例外的なものとすべきである。国境管理は、そのような国境の通過があるという理由のみで行われてはならず、または、手続が課されてはならない。
- (22) 域内国境を通過する人の自由な移動が確保される地域の創設は、欧州連合の主要な到達目標の1つである。域内国境管理のない地域においては、人の自由な移動の原則を危険に晒すことなく、例外的な状況の下において域内国境管理の一時的な再実施を認めることによって、1または複数の構成国の地域もしくはその一部の公的な政策または国内の治安を著しく害する状況への共通の対応策をもつことが必要である。最後の手段としてのそのような措置が、域内国境管理なくその地域内を移動する権利をもつ全ての者に対してもち得る影響に鑑み、その措置が例外的なものであること、及び、比例性原則が尊重されることを確保するため、そのような措置の再実施のための要件及び手続が定められなければならない。そのような措置の一時的な再実施の適用範囲及び期間は、公的な政策または国内の治安に対する重大な脅威に対応するために最小限必要となるものに限定されなければならない。
- (23) 人の自由な移動は域内国境管理の一時的な再実施によって悪影響を受けるので、 そのような管理の再実施の決定書は、一般的に合意された基準に従い、かつ、欧

 $^{^1}$ 欧州対外国境管理協力機関を設置する 2004 年 10 月 26 日の理事会規則(EC) No 2007/2004 (OJ L 349, 25.11.2004, p.1)

² 共同体内の航空便の旅客の手荷物機内持ち込み及び所持並びに共同体内の船便の旅客の手荷物に適用される管理及び方式を廃止することに関する 1991 年 12 月 19 日の理事会規則(EEC) No 3925/91 (OJ L 374, 31.12.1991, p.4)

州委員会に対して適正に送付され、または、欧州連合の機関の勧告を受けるものとしなければならない。いかなる場合においても、域内国境管理の再実施は、例外的なものとされ、かつ、厳格に限定された適用範囲及び適用期間で、特定の客観的な基準に基づき、かつ、欧州連合のレベルで監視されるべきその必要性の評価に基づき、最後の手段としてのみ、有効なものとされなければならない。公的な政策または国内の治安に対する重大な脅威が迅速な行動を要する場合、構成国は、10日を超えない期間、その域内国境において、国境管理を再実施することができるものとしなければならない。その期間のいかなる延長も、欧州連合のレベルで監視される必要がある。

- (24) 域内国境管理の再実施の必要性及び比例性は、国内レベル、欧州連合レベルまたはその両者のレベルで採られ得る代替的な措置であるので、その再実施の必要性の契機となる公的な政策または国内の治安への脅威と、域内国境管理のない地域内での人の自由な移動に対するそのような管理の影響との均衡がとれたものでなければならない。
- (25) 域内国境管理の再実施は、域内国境管理のない地域のレベルで、または、国内レベルで、とりわけ、テロリスト事件もしくはテロリストの脅威を伴い、または、組織犯罪によって示される脅威のゆえに、国内政策または国内の治安に対する重大な脅威がある場合には、必要なものとなり得る。
- (26) 大勢の第三国の国民による移住及び対外国境の通過は、本質的に、公的な政策または国内の治安に対する脅威としてみなされてはならない。
- (27) 欧州司法裁判所の判例法に従い、人の自由な移動という基本原則の特例は、厳格に解釈されなければならず、かつ、公的な政策の概念は、社会の基本的な利益のどれかを害する現実に存在する非常に重大な脅威の存在を前提としている。
- (28) 域内国境管理のない地域を機能させることに関して蓄積された経験に基づき、そして、シェンゲン協定の一貫性のある実装の確保を支援するために、欧州委員会は、そのような措置が一時的に必要となる場合及び迅速な行動が必要となる場合における域内国境管理の再実施に関する運用指針を作成することができる。その運用指針は、公的な政策または国内の治安に対する重大な脅威を構成し得る状況の評価を容易にするための明確な指標を定めるものとしなければならない。
- (29) 理事会規則(EU) No 1053/2013¹により作成される評価報告書において、対外国境管

¹ シェンゲン協定の適用を検証するためのメカニズムの評価及び監視を定めること、並びに、シェンゲンの評価及び実装に関する独立委員会を設置する 1998 年 9 月 16 日の執行委員会決定の廃止に関する 2013 年 10 月 7 日の理事会規則(EU) No 1053/2013 (OJ L 295, 6.11.2013, p.27)

理を行う際の重大な不備が特定される場合、同規則により採択される勧告の遵守を確保するために、評価対象となる構成国が、欧州国境警備隊の配置、戦略計画の送付、または、最後の手段として、状況の深刻さを考慮に入れた上での特定の入国地点の閉鎖といったような特別の措置を執ることの勧告をするための実装権限は、欧州委員会に対して与えられなければならない。これらの権限は、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 182/2011¹に従って行使されなければならない。同規則の第2条第2項(b)(iii)に照らし、審議手続が適用される。

- (30) 欧州連合レベルの特別の手続に基づく特定の域内国境における国境管理の一時的な再実施は、域内国境管理のない地域の機能全体が、規則(EU) No 1053/2013 の第14条及び第15条に従って行われる厳格な評価手続の過程で特定された対外国境管理と関連する継続的で重大な不備としてのリスクに晒されている場合において、その状況が、当該地域またはその一部における公的な政策または国内の治安への重大な脅威を構成するようなものである場合にも正当化され得る。一定の域内国境における国境管理の一時的な再実施のためのそのような特別の手続は、同じ要件の下で、評価対象である構成国による重大な義務違反行為の結果としても、契機となり得る。域内国境管理と関連する構成国の実施権及び執行権に触れるそのような措置の政治的に機微な性質という観点から、欧州連合レベルの特別な手続に基づく勧告を採択するための実装権限は、欧州委員会からの提案に基づいて審議し、理事会に対して与えられるべきである。
- (31) 一定の域内国境における国境管理の一時的な再実施に関する勧告を採択する前に、協力機関または理事会決定 2009/371/JHA²によって設置された欧州刑事警察機構 (「Europol」) のような欧州連合の組織、事務局または部局による支援を含め、現況に対応することを狙いとする措置、並びに、構成国レベル、欧州連合レベルまたはその両者のレベルでの技術上または財政上の支援措置に頼ることができる可能性は、適時の方法で、完全に求められなければならない。重大な不備が検出されたときは、欧州委員会は、関係する構成国を援助するために、財政上の支援措置を提供することができる。更に、欧州委員会及び理事会の勧告は、確実な情報に基づくものとしなければならない。

¹ 欧州委員会による実装権限の行使の構成国による管理のためのメカニズムに関する規則及び一般原則を定める 2011 年 2 月 16 日の欧州議会及び理事会の規則(EU) No 182/2011 (OJ L 55, 28.2.2011, p.13)

 $^{^2}$ 欧州刑事警察機構(Europol)を設置する 2009 年 4 月 6 日の理事会決定 2009/371/JHA(OJ L 121, 15.5.2009, p.37)

- (32) 欧州委員会は、域内国境における国境管理を延長する必要性と関連して正当化される場合において、緊急性を根拠にそのようにしなければならないときは、速やかに、適用可能な実装行為を採択することができるものとしなければならない。
- (33) 規則(EU) No 1053/2013 の第 14 条及び第 15 条に示す評価報告書及び勧告は、対外 国境管理と関連する重大な不備がある場合における特別な措置の契機となる根拠、 そして、域内国境管理のない地域の機能全体がこの規則に定めるリスクに晒され ている例外的な状況における特別の手続の契機となる根拠を構成するものとしな ければならない。構成国及び欧州委員会は、この規則の適正な適用を確認するた めに、定期的、客観的かつ公平な評価を共同して行わなければならず、また、欧 州委員会は、構成国と密接に協力して、その評価を統括する。評価の仕組みは、 以下の諸要素によって構成される: すなわち、多年度及び単年度の評価計画、欧 州委員会の代表及び構成国から任命された専門家で構成される小規模のチームに よって行われる事前に告知し、または、事前に告知しないで実施される現場視察、 欧州委員会によって採択される評価結果に関する報告書、欧州委員会からの提案 に基づき理事会によって採択される是正措置の勧告、適切な追跡調査、監視及び 報告である。
- (34) 規則(EC) No 562/2006 及び同規則のその後の改正の目的、すなわち、国境を通過する人の移動に適用可能な規則の制定は、構成国によっては十分に達成することができず、欧州連合のレベルでより良く達成される得るものであったので、欧州連合は、欧州連合条約(TEU)の第5条に定める補完性の原則に従い、措置を採択することができた。同条に定める比例性の原則に従い、同規則及びその後の改正は、その目的を達成するために必要なところを越えることはなかった。
- (35) 監視並びにこの規則の別紙に含められる改正を規律する付加的な措置の採択に関し、TFEU の第 290 条に従って行為を採択する権限は、欧州委員会に委任されなければならない。その採択の準備作業の間、専門家レベルを含め、欧州委員会が適切な協議を行うことが特に重要である。欧州委員会は、委任された行為を準備し、それを起草する際は、同時に、適時に、かつ、適切に、欧州議会及び理事会に対し、関連書類を送付することを確保しなければならない。
- (36) この規則は、基本的な権利を尊重し、かつ、とりわけ、欧州連合基本権憲章によって認められた基本原則を尊重する。この規則は、国際的な保護及びノンルフールマンの原則に関する構成国の義務に従って適用される。
- (37) TFEU の第 355 条の特例により、この規則の適用のあるフランス及びオランダの 領土のみが欧州における領土である。この規則は、1985 年 6 月 14 日のシェンゲ

- ン協定の実装条約へのスペイン王国の加入に関する協定「の中で定められているとおり、セウタ及びメリリャに適用される特別の協定を害しない。
- (38) 欧州連合条約及び TFEU に附属するデンマークの地位に関する議定書第 22 号の 第 1 条及び第 2 条に従い、デンマークは、この規則の採択に参加せず、この規則 によって拘束されることがなく、または、この規則の適用に服さない。この規則 がシェンゲン協定 (Schengen acquis) を構成することに鑑み、デンマークは、同議 定書の第 4 条に従い、理事会がこの規則を定めた後 6 か月以内に、その国内法でこの規則を実装するか否かを決定する。
- (39) アイスランド及びノルウェーに関しては、この規則は、シェンゲン協定の実装、 適用及び発展へのアイスランド及びノルウェーの参加に関する欧州連合の理事会 並びにアイスランド共和国及びノルウェー王国の間で締結された協定²の意味に おけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 1999/437/EC³ の第1条のAに示す領域の範囲内にある。
- (40) スイスに関しては、この規則は、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦との間で締結された協定 4 の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 $2008/146/EC^5$ の第3条を重畳的に適用して読み替えられる理事会決定 1999/437/EC の第1条のAに示す領域の範囲内にある。
- (41) リヒテンシュタインに関しては、この規則は、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦との間で締結された協定へのリヒテンシュタイン公国の参加に関する欧州連合、欧州共同体、スイス連邦及びリヒテンシュタイン公国の間の議定書 6の意味におけるシェンゲン協定の条項の発展を構成し、それは、理事会決定 2011/350/EU⁷の第3条

¹ OJ L 239, 22.9.2000, p.69.

² シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのアイスランド及びノルウェーの参加に関して欧州連合並びにアイスランド共和国及びノルウェー王国の間で締結された協定の適用のための一定の覚書に関する 1999 年 5 月 17 日の理事会決定 1999/437/EC (OJ L 176, 10.7.1999, p.31)

³ OJ L 176, 10.7.1999, p.36.

⁴ OJ L 53, 27.2.2008, p.52.

⁵ シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦の間で締結された協定の、欧州共同体の代理としての締結に関する 2008 年 1 月 28 日の理事会決定 2008/146/EC (OJ L 53, 27.2.2008, p.1)

⁶ OJ L 160, 18.6.2011, p.21.

⁷ 域内国境における検問の廃止及び人の移動に関し、シェンゲン協定の実装、適用及び発展へのスイス連邦の参加に関する欧州連合、欧州共同体及びスイス連邦との間で締結された協定へのリヒテンシュタイン公国の参加に関する欧州連合、欧州共同体、スイス連邦及びリヒテンシ

を重畳的に適用して読み替えられる理事会決定 1999/437/EC の第1条のAに示す 領域の範囲内にある。

- (42) 理事会決定 2000/365/EC¹に従い、この規則は、英国が参加しないシェンゲン協定の条項の発展を構成する; それゆえ、英国は、この規則の採択に参加せず、かつ、この規則に拘束されることがなく、または、その適用に服さない。
- (43) 理事会決定 2002/192/EC²に従い、この規則は、アイルランドが参加しないシェン ゲン協定の条項の発展を構成する;それゆえ、アイルランドは、この規則の採択 に参加せず、かつ、この規則に拘束されることがなく、または、その適用に服さない。
- (44) ブルガリア、クロアチア、キプロス及びルーマニアに関しては、第 3 款の第 1 条第 1 項、第 6 条第 5 項(a)及び第 2 款の各条項並びに SIS 及び VIS と関連するそれらへの別紙は、それぞれ、2003 年加盟法の第 3 条第 2 項、2005 年加盟法の第 4 条第 2 項及び 2011 年加盟法の第 4 条第 2 項の意味におけるシェンゲン協定に基づく条項、または、それ以外の関連性をもつ条項を構成する。

ュタイン公国の間の議定書の、欧州連合の代理としての締結に関する 2011 年 3 月 7 日の理事 会決定 2011/350/EU (OJ L 160, 18.6.2011, p.19)

¹ シェンゲン協定の幾つかの条項への参加のためのグレートブリテン及び北アイルランド連合 王国の要求に関する 2000 年 5 月 29 日の理事会決定 2000/365/EC (OJ L 131, 1.6.2000, p.43)

 $^{^2}$ シェンゲン協定の幾つかの条項への参加のためのアイルランドの要求に関する 2002 年 2 月 28 日の理事会決定 2002/192/EC(OJ L 64, 7.3.2002, p.20)

第1款 一般規定

第1条 対象事項及び基本原則

この規則は、欧州連合の構成国の間の域内国境を通過する人の国境管理が存在しないことを定める。

この規則は、欧州連合の構成国の対外国境を通過する人の国境管理を規律する規定を定める。

第2条 定義

この規則の目的のために、以下の定義が適用される。:

- 1. 「域内国境」とは、以下のものを意味する:
 - (a) 河川国境及び湖国境を含め、構成国の普通の地上国境;
 - (b) 域内便のための構成国の空港:
 - (c) 通常の域内フェリー航路のための構成国の海港、河港または湖港;
- 2. 「対外国境」とは、それらが域内国境である場合を除き、河川国境及び湖国境を含め、構成国の地上国境、海上国境、構成国の空港、河港、海港及び湖港を意味する;
- 3. 「域内便」とは、専ら構成国の領土へまたは構成国の領土からの運航便であって、第三国の領土内に着陸しないものを意味する:
- 4. 「通常の域内フェリー航路」とは、その構成国の領土上に位置する複数の同様の港の間のフェリー航路であって、その構成国の領土外に位置する港に寄航せず、かつ、刊行された時刻表に従った旅客または自動車の輸送を構成するものを意味する;
- 5. 「欧州連合の法律に基づいて自由な移動の権利を享受する者」とは、以下の者を意味する:
 - (a) TFEU の第 20 条第 1 項の意味における欧州連合の市民、並びに、欧州議会及 び理事会の指令 2004/38/EC¹が適用され、彼または彼女の自由な移動の権利を 行使する欧州連合の市民の家族構成員である第三国の国民;

¹ 規則(EEC) No 1612/68 を改正し、指令 64/221/EEC、68/360/EEC、72/194/EEC、73/148/EEC、75/34/EEC、75/35/EEC、90/364/EEC、90/365/EEC 及び 93/96/EEC を廃止し、構成国の領土内で

- (b) その国籍を問わず、欧州連合とその構成国を一方当事者とし、その第三国を 他方当事者とする協定に基づき、欧州連合の市民と均等な自由な移動の権利 を享受する第三国の国民及びその家族;
- 6. 「第三国の国民」とは、TFEUの第20条第1項の意味における欧州連合の市民ではなく、かつ、本条の第5号の適用のない者を意味する;
- 7. 「入国の禁止の目的のために警告が発せられた者」とは、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 1987/2006¹の第 24 条及び第 26 条に従い、かつ、その目的のために、シェンゲン情報システム(SIS)の中で警告が発せられた第三国の国民を意味する:
- 8. 「入国地点」とは、対外国境の通過のために職務権限を有する機関によって承認された通過地点を意味する:
- 9. 「共通入国地点」とは、構成国の領土上または第三国の領土上に位置し、その 地点において、それぞれの国内法及び2国間の協定に従い、構成国の国境警備 隊及び第三国の国境警備隊が相互に入国審査及び出国審査を行う入国地点を意 味する:
- 10. 「国境管理」とは、国境において行われる活動であって、この規則に従い、かっ、その目的のために、専ら、当該国境を通過する意図に対する対応、または、通過する行為に対する対応において、それ以外のいかなる考慮もすることなく、国境検問及び国境監視を構成するものを意味する;
- 11. 「国境検問」とは、当該の者の輸送手段及び当該の者が所持する物件を含め、 ある者が構成国への入国、または、構成国からの出国を承認され得ることを確 保するために、入国地点において行われる検査のことを意味する;
- 12. 「国境監視」とは、人々が国境検問をすり抜けることを防止するために、入国 地点と入国地点との間の国境の監視、及び、一定の開門時間外の通過地点の監 視を意味する;
- 13. 「第2ライン審査」とは、全ての者が審査を受ける場所(第1ライン)から離れた別の場所において行われ得る別の審査のことを意味する;
- 14. 「国境警備隊員」とは、国内法に従い、入国地点で、または、国境に沿って、または、その国境の近傍で任務に就く公務員であって、この規則及び国内法に従

自由に移動及び在留するための欧州連合の市民及びその家族の権利に関する欧州議会及び理事会の 2004 年 4 月 29 日の指令 2004/38/EC (OJ L 158, 30.4.2004, p.77)

¹ 第2世代シェンゲン情報システム (SIS II) の設置、運用及び利用に関する欧州議会及び理事会の2006年12月20日の規則(EC) No 1987/2006 (OJ L 381, 28.12.2006, p.4)

- い、国境管理の職務を行う者を意味する:
- 15. 「運送事業者」とは、人の輸送の提供を職業とする自然人または法人を意味する;
- 16. 「在留許可証」とは、以下のものを意味する:
 - (a) 理事会規則(EC) No 1030/2002¹に定める統一書式に従って構成国から発給された全ての在留許可証、及び、指令 2004/38/EC に従って発給された在留カード;
 - (b) 以下の場合を除き、構成国から第三国の国民に対して発給され、第39条に従い通知及びその後の公表の対象となった、構成国の領土上の在留を承認する上記以外の文書:
 - (i) (a)に示す在留許可証の最初の申請または庇護の申請の審査を保留して発給 される仮許可証:及び
 - (ii) 理事会規則(EC) No 1683/95²に定める統一書式で構成国から発給される査証:
- 17. 「観光客船」とは、予め定められた計画に従って与えられた旅程に従う船舶を 意味し、その計画が様々な港における旅客の行動を含み、かつ、通常、その航 海中においては旅客の乗船も旅客の降船も認めないものを意味する:
- 18. 「遊覧」とは、スポーツまたは観光の目的で、遊覧船を利用することを意味する;
- 19. 「沿岸漁業」とは、第三国に位置する港に寄航せずに、構成国の領土に位置する港に毎日または 36 時間以内に帰港する船舶の援助を受けて行われる漁業を意味する:
- 20. 「沖合労働者」とは、構成国の領海上または国際海洋法に基づいて定められる 排他的経済水域の領域内に所在する沖合施設上で仕事をし、かつ、海路または 空路で、定期的に構成国の領土へ帰る者を意味する;
- 21. 「公衆衛生に対する脅威」とは、世界保健機関の国際保健規則に定める感染症 及びそれ以外の感染性疾患、または、それが構成国の国民に適用される保護条 項の対象である場合には、伝染性のある寄生虫症を意味する。

¹ 第三国の国民の在留許可証の統一書式を定める 2002 年 6 月 13 日の理事会規則(EC) No 1030/2002 (OJ L 157, 15.6.2002, p.1)

 $^{^2}$ 査証の統一書式を定める 1995 年 5 月 29 日の理事会規則(EC) No 1683/95 (OJ L 164, 14.7.1995, p.1)

第3条 適用範囲

この規則は、以下を妨げず、構成国の域内国境または対外国境を通過する者に適用 される:

- (a) 欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者の権利;
- (b) 難民及び国際的な保護を求める者の権利、とりわけ、ノンルフールマンに関する 権利。

第4条 基本的な権利

この規則を適用する際、構成国は、欧州連合基本権憲章(「憲章」)を含め、関連する欧州連合の法律、1951年7月28日にジュネーブで締結された難民の地位に関する条約(「ジュネーブ条約」)を含め、関連する国際法、国際的な保護へのアクセスと関連する義務、とりわけ、ノンルフールマンの原則、並びに、基本的な権利を完全に遵守して行動する。欧州連合の一般原則に従い、この規則に基づく決定は、個人別に行われる。

第2款 対外国境

第1章 対外国境の通過及び入国の要件

第5条 対外国境の通過

1. 対外国境は、入国地点においてのみ、かつ、一定の開門時間の間においてのみ、通過することができる。関門時間は、1日24時間ではなく、入国地点において明確に指示される。

構成国は、第39条に従い、欧州委員会に対し、その構成国の入国地点のリストを送付する。

- 2. 第1項の特例により、以下のとおり、入国地点においてのみ、かつ、一定の開門時間内においてのみ、対外国境を通過すべき義務の例外が認められる:
- (a) 個人または人の集団について、国内法によって求められる許可証を彼らが所持しており、かつ、その構成国の公的な政策及び国内の治安上の利益と矛盾するものではないことを条件として、入国地点外または開門時間外で、対外国境を偶発的

に通過することを求める特別の性質をもつ必要性が存在する場合。構成国は、2国間協定の中で、特別の覚書を交わすことができる。国内法及び2国間協定によって定められる一般的な例外は、第39条により、欧州委員会に対し、送付される;

- (b) 個人または人の集団について、想定外の緊急事態が生じた場合;
- (c) 別紙 VI 及び別紙 VII と重畳的に第19条及び第20条に定める特別規定に従って。
- 3. 第2項に定める例外及び構成国の国際的な保護の義務を妨げることなく、構成国は、その国内法に従い、入国地点以外の場所または開門時間以外の時間帯における対外国境の無権限の通過について、制裁を導入する。その制裁は、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のあるものとする。

第6条 第三国の国民に適用される入国要件

- 1.180日の期間毎に90日を超えない滞在日数の構成国の領土上における予定された滞在についての第三国の国民のための入国要件は、以下のとおりであり、それは、個々の滞在の日に先立つ180日の期間を考慮することを要する:
- (a) 彼らが、国境を通過する資格をその所持者に与え、以下の基準を満たす有効な渡 航文書を所持していること:
 - (i) その渡航文書の有効期間が、構成国の領土からの出発予定日の後、少なくとも 3か月長いものであること。緊急性が正当化される場合、この義務は、適用され ないものとすることができる;
 - (ii) その渡航文書が、過去 10 年以内に発給されたものであること;
- (b) 彼らが有効な在留許可証または有効な長期滞在査証を所持している場合を除き、 理事会規則(EC) No 539/2001 により必要な場合、彼らが有効な査証を所持してい ること;
- (c) 彼らが予定された目的及び条件の正当性を証明し、かつ、彼らが、その予定された滞在期間のため、並びに、彼らの祖国への帰国のため、もしくは、彼らを確実に受け入れる第三国への経由のための両者について、十分な滞在費をもっていること、または、そのような滞在費を適法に請求することのできる地位にあること;
- (d) 彼らが、入国拒否の目的のために SIS の中で警告が発せられた者ではないこと;

¹ その国民が対外国境の通過の際に査証を所持しなければならない第三国及びその国民が同義務を免除される第三国を列挙する 2001 年 3 月 15 日の理事会規則(EC) No 539/2001 (OJ L 81, 21.3.2001, p.1)

- (e) 彼らが、いずれかの構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係 に脅威となる者として判断される者ではなく、とりわけ、これらと同じ理由によ り入国拒否の目的のために構成国の国内データベースの中で警告が発せられてい ない場合。
- 2. 第1項の実装の目的のために、入国の日付は、構成国の領土上における滞在の最初の日とみなされ、また、出国の日付は、構成国の領土上における滞在の最後の日とみなされる。在留許可証または長期滞在査証に基づいて承認される滞在日数は、構成国の領土上の滞在日数の計算には入れられない。
- 3. 第 1 項(c)に定める要件の充足を確認するために国境警備隊員が第三国の国民に対して提示を求めることのできる関係書類の非網羅的な一覧は、別紙 I に示される。
- 4. 滞在費は、滞在の期間及び目的に従い、滞在費及び低価格の宿泊施設における宿泊 に関するその構成国における平均的な価格に滞在日数を乗じた金額を参考にして、評 価される。

構成国によって定められる参考金額は、第39条に従い、欧州委員会に対し、送付される。

十分な滞在費の評価は、第三国の国民が所持している現金、旅行小切手及びクレジットカードを基礎とすることができる。国内法によってそのような申告書が定められている場合、資金提供の申告書、及び、第三国の国民が宿主と一緒に宿泊する場合、国内法によって定められた宿主からの保証書も、十分な滞在費の証拠とすることができる。

5. 第1項の特例により:

- (a) 第1項に定める要件の全てを充足するわけではないが、在留許可証または長期滞在査証をもつ第三国の国民は、彼らが通過を希望する対外国境の構成国の国内警告リスト上のその名があり、かつ、その警告が、入国または経由を拒否すべき指示を伴うものである場合を除き、その在留許可証または長期滞在査証を発した構成国の領土に到達することができるようにするための経由の目的のために、それ以外の構成国の領土への入国が認められる;
- (b) 第1項の要件を完全に充足し、かつ、国境においてその本人が出頭している第三国の国民は、同項(b)に定める第三国の国民を除き、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 810/2009¹の第35条及び第36条に従ってその国境において査証が発給される

30

¹ 査証に関する欧州共同体コードを定める欧州議会及び理事会の 2009 年 7 月 13 日の規則(EC) No810/2009 (OJ L 243, 15.9.2009, p.1)

場合には、その構成国の領土に入国することが認められ得る。

構成国は、規則(EC) No 810/2009 及びその別紙 XII の第 46 条に従って国境において発給された査証の統計を作成する。

査証を関係書類に添付することができない場合、例外として、関係書類に挿入 される別の用紙上に添付する。

そのような場合、理事会規則(EC) No 333/2002¹に定める査証の添付の用紙のための共通書式が用いられる;

(c) 第1項の要件中のいずれかを充足しない第三国の国民は、人道上の理由により、 構成国の利益により、または、国際的な義務のゆえに、その構成国によって、そ の構成国の領土上への入国を承認され得る。関係する第三国の国民が第1項(d)に 示す警告の対象となっている場合、その構成国の領土上への彼または彼女の入国 を承認する構成国は、それ以外の構成国に対し、しかるべく情報提供する。

第2章 対外国境の管理及び入国の拒否

第7条 国境検問の実施

1. 国境警備隊は、その職務を遂行するに際し、とりわけ、脆弱な者が含まれる場合において、人間の尊厳を完全に尊重する。

その職務を遂行する際に執られる全ての措置は、当該措置によって求められる目的と比例的なものとする。

2. 国境検問を行う間、国境警備隊は、性、人種的もしく民族的な出自、信教もしくは思想、障害、年齢または性的嗜好に基づき、人を差別しない。

第8条 人に対する検問

1. 対外国境における国境を越える移動は、国境警備隊による検問に服する。検問は、本章に従って行われる。

検問は、国境を通過する者が保有する輸送手段及び物品にも適用される。実施される全ての捜索について、関係する構成国の法律が適用される。

¹ 構成国によって認められない書式で作成された渡航文書を所持している者に対して構成国から発給される査証の添付の用紙のための統一書式に関する 2002 年 2 月 18 日の理事会規則(EC) No 333/2002 (OJ L 53, 23.2.2002, p.4)

2. 全ての者は、彼らの渡航文書の作成または提示に基づき、彼らの同一性を証明するために、ミニマムの検問に服する。そのようなミニマムの検問は、それが適切な場合には、技術的な装置を用いて、並びに、関係するデータベース内における専ら盗まれ、不正使用され、紛失し、無効とされた文書に関する情報の照会によって、その正当な所持者が国境を通過することを承認する文書の有効性、及び、偽造または変造の署名の存否に関する迅速かつ直截的な検査によって構成される。

第1副項に示すミニマムの検問は、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者に適用される規定となる。

しかしながら、システムによらないで、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者に対するミニマムの検問が行われる場合、国境警備隊は、その構成国の国内の治安、公的な政策、国際関係に対する現実に存在する非常に重大な脅威または公衆衛生に対する脅威を当該の者が示していないことを確認するために、国内データベース及び欧州連合のデータベースを照会することができる。

そのような照会の結果は、指令 2004/38/EC に定めるように、欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者が関係構成国の領土内に入国する権利を危険に晒してはならない。

- 3. 入国及び出国に関し、第三国の国民は、以下のとおりの審査に服する:
- (a) 綿密な入国審査は、第6条第1項に定める入国を規律する要件の確認、及び、それが適切なときは、在留及び職業活動の従事を承認する文書の確認によって行うものとする。これは、以下の側面を包含する詳細な検査を含む:
 - (i) その第三国の国民が国境を通過するための有効かつ期限切れではない文書を所 持していること、及び、それが適用可能なときは、その文書に必要な査証また は在留許可証が添付されていることの確認;
 - (ii) 渡航文書について、偽造または変造の署名の綿密な調査:
 - (iii) 入国と出国の日付を比較することによって、その者がその構成国の領土内での 承認される最長滞在期間を既に超過していないことを確認するために、関係す る第三国の国民の渡航文書上の入国印と出国印の確認;
 - (iv) 関係する第三国の国民の出発地及び目的地並びに予定している滞在の目的の確認、それが必要なときは、関係書類の点検;
 - (v) 関係する第三国の国民が、その滞在期間及び滞在目的、その祖国への彼もしく は彼女の帰国のために必要な十分な滞在費をもっていること、または、彼もし くは彼女の受入れを確認できる第三国に向けて経由するために必要な滞在費を

もっていること、または、彼もしくは彼女がそのような滞在費を適法に得る立 場にあることの確認:

- (vi) 関係する第三国の国民、彼もしくは彼女の輸送手段及び彼もしくは彼女が輸送中の物品が、その構成国の公的な政策、国内の治安、公衆衛生または国際関係を脅威に晒すおそれがないことの確認。そのような確認は、SIS 内及び国内データファイル内に含まれているデータ並びに人に関する警告、及び、必要なときは、物品に関する警告への直接の照会、そして、警告があるときは、警告の結果として行われるべき行動についての照会を含む;
- (b) 第三国の国民が第6条第1項(b)に示す査証を所持するときは、綿密な入国審査は、 規則(EC) No 767/2008の第18条に従い、Visa情報システム(VIS)の照会による その査証の所持者の同一性の確認及びその査証の真正性の確認によって行うもの とする;
- (c) 特例により、VIS システムは、いかなる場合においても、査証スティッカの番号を用いて照会することができ、また、以下の場合においては、ランダムに、査証スティッカの番号と指紋の照合とを組み合わせて照会することができる:
 - (i) 入国地点における待ち時間が過剰になる事態を生じさせるようなひどさの渋滞 が発生しており;
 - (ii) 職員、施設及び組織に関して、全ての資源が既に使い果たされ;かつ
 - (iii) 評価に基づき、国内の治安及び違法な移民と関連するリスクが存在しない場合。 しかしながら、査証の所持者の同一性及びまたはその査証の真正性に関して疑 問があるときは、どのような場合においても、システム上で、VIS スティッカの番 号と指紋の照合とを組み合わせて用いて、VIS の照会が行われる;
 - この特例は、(i)、(ii)及び(iii)に示す要件に該当する限りにおいて、関係する入国地点においてのみ、これを適用することができる;
- (d) (c)に従って行われる VIS の照会の決定は、入国地点において任務遂行中の国境警備隊員によって、または、より高いレベルの組織によって、行われる。
 - 関係する構成国は、それ以外の構成国及び欧州委員会に対し、直ちに、その決定書を送付する;
- (e) 各構成国は、欧州議会及び欧州委員会に対し、年に1度、(c)の適用に関する報告書を送付する。その報告書は、査証スティッカの番号のみを用いて VIS 内で確認された第三国の国民の人数及び(c)(i)に示す待ち時間の長さを含める;
- (f) (c)及び(d)は、VIS が運用開始となった3年後から、最長で3年間、適用される。 欧州委員会は、(c)及び(d)の適用の2年目が終了する前に、欧州議会及び理事会に

対し、これらの条項の実装の評価書を送付する。その評価書に基づき、欧州議会 または理事会は、この規則の適切な改正を提案することを促すことができる;

- (g) 綿密な出国審査は、以下によって行うものとする:
 - (i) その第三国の国民が国境を通過するための有効な文書を所持していることの確認;
 - (ii) その渡航文書について、偽造または変造の署名の確認;
 - (iii) 可能なときは常に、その第三国の国民が、その構成国の公的な政策、国内の治安または国際関係に対する脅威であると判断されないことの確認:
- (h) (g)に示す審査に加え、綿密な出国審査は、以下のとおり行うものとする:
 - (i) 規則(EC) No 539/2001 によって求められるときは、彼または彼女が有効な在留許可証を所持する場合を除き、当該の者が有効な査証を所持していることの確認; そのような確認は、規則(EC) No 767/2008 の第 18 条に従い、VIS の照会によって行うことができる:
 - (ii) 当該の者が、構成国の領土内における承認された最長滞在期間を超過していないことの確認:
 - (iii) SIS に含まれている者及び物品並びに国内データファイル中の報告に関する警告の照会:
- (i) その構成国の領土上における入国、滞在もしくは在留の要件を充足していないかもしれない者、または、その要件を充足しなくなったかもしれない者の識別の目的のために、規則(EC) No 767/2008 の第 20 条に従い、VIS を照会することができる。
- 4. 施設が存在し、かつ、第三国の国民から求めがあった場合には、そのような綿密な審査は、別の場所で行われる。
- 5. 第2副項を妨げることなく、区分されたレーンの第2ラインの綿密な審査に服する 第三国の国民は、彼らが理解することができる言語、もしくは、彼らが理解すること ができると合理的に推定される言語で、書面により、または、それ以外の効果的な方 法により、そのような審査の目的及び手続に関する情報の提供を受ける。

この情報提供は、欧州連合の全ての公用語、並びに、関係する構成国と国境を接する国の言語によるものとし、かつ、その第三国の国民が、区分されたレーンの第2ラインの綿密な審査を行う国境警備隊の名前または組織識別番号、入国地点の名前及び国境通過の日付の教示を求めることができることを指示するものとする。

6. 欧州連合の法律に基づく自由な移動の権利を享受する者の審査は、指令 2004/38/EC に従って行われる。

- 7. 登録されるべき情報を規律する細則は、別紙Ⅱで定める。
- 8. 第5条第2項(a)または(b)が適用される場合、構成国は、本条に定める規定の特例を 定めることもできる。

第9条 国境検問の緩和

- 1. 対外国境における国境検問は、例外的かつ想定外の状況の結果として、緩和され得る。入国地点における待ち時間が過剰になる事態を生じさせるようなひどさの渋滞を発生させる想定外の事態が生じており、かつ、職員、施設及び組織に関して、全ての資源が既に使い果たされた場合には、そのような例外的かつ想定外の状況にあるものとみなされる。
- 2. 国境検問が第1項に従って緩和される場合、入国のための移動に関する国境検問は、 原則として、出国のための移動に関する国境検問よりも優先して行われる。

検問を緩和されたものとする決定は、その入国地点において任務遂行中の国境警備 隊員によって行われる。

そのような検問の緩和は、一時的なものであり、それが正当化される状況に対応するものであり、段階的に導入されるものである。

- 3. 検問が緩和された場合においても、国境警備隊員は、第 11 条に従い、入国及び出国のいずれに関しても、第三国の国民の渡航文書に証印を行う。
- 4. 各構成国は、欧州議会及び欧州委員会に対し、年1回、本条の適用に関する報告書を送付する。

第10条 区分されたレーン及び標識上の情報

1. 構成国は、第8条に従い、とりわけ、空港の入国地点において人の検問を行うために、区分されたレーンを定める。そのようなレーンは、別紙 III に定める表示のある標識によって区分される。

構成国は、その構成国の港及び地上の入国地点において、並びに、各構成国の共通 国境において第22条が適用されない各構成国間の国境において、区分されたレーンを 設けることができる。構成国がその構成国の国境において区分されたレーンを設ける 場合には、別紙 III に定める表示のある標識が用いられる。

構成国は、国境を通過する人の最適な流れのレベルを確保するために、第4項に定めるように、異なるレーンを用いることに関する規定が停止される場合を含め、それ

らのレーンが標識によって明確に示されることを確保する。

2. 欧州連合の法律に基づき自由な移動の権利を享受する者は、別紙 III のパート A (「EU, EEA, CH」) に示す標識によって示されるレーンを用いる権利を与えられる。彼らは、別紙 III のパート B1 (「査証不要」) 及びパート B2 (「全てのパスポート」) に示す標識によって示されるレーンを用いることもできる。

規則(EC) No 539/2001 に従い構成国の対外国境を通過する際に査証の所持を義務付けられない第三国の国民、並びに、有効な在留許可証及び長期滞在査証を所持する第三国の国民は、この規則の別紙 III のパート B1 (「査証不要」) に示す標識によって示されるレーンを用いることができる。彼らは、この規則の別紙 III のパート B2 (「全てのパスポート」) に示す標識によって示されるレーンを用いることもできる。

上記以外の全ての者は、別紙 III のパート B2 (「全てのパスポート」) に示す標識によって示されるレーンを用いることができる。

第1副項、第2副項及び第3副項に示す標識上の表示は、個々の構成国が適切であると判断するような言語で表示することができる。

別紙 III のパート B1 (「査証不要」) に示す標識によって示される区分されたレーン の設置は、必須のものではない。構成国は、実務上の必要性に従い、そのようにする か否か、及び、どの入国地点にするかを決定する。

3. 港及び地上の入国地点において、構成国は、別紙 III のパート C に示す標識を用いて、小型車両、大型車両及びバスのための異なるレーンへ車両の流れを区分することができる。

構成国は、地域の状況に照らしそれが適切なときは、それらの標識の表示を変更することができる。

4. 特定の入国地点において車両の流れに一時的な不均衡が生ずる場合、異なるレーンを用いることに関する規定は、そのような不均衡を解消するために必要な時間内、職務権限を有する機関によって停止され得る。

第11条 渡航文書の証印

- 1. 第三国の国民の渡航文書は、入国及び出国に関し、体系的に証印を受ける。とりわけ、入国証印及び出国証印は、以下の文書に押捺される:
- (a) 第三国の国民が国境を通過することができるようにする有効な査証であることを 意味する文書;
- (b) 国境において構成国から査証の発給を受けた第三国の国民が国境を通過すること

ができるようにする文書;

- (c) 査証を要しない第三国の国民が国境を通過することができるようにする文書。
- 2. 指令 2004/38/EC が適用される欧州連合の市民の家族であるが、同指令に定める在留カードを提示しない第三国の国民の渡航文書は、入国及び出国に関し、証印を受ける。

欧州連合の法律に基づき自由な移動の権利を享受する第三国の国民の家族であるが、 指令 2004/38/EC に定める在留カードを提示しない第三国の国民の渡航文書は、入国及 び出国に関し、証印を受ける。

- 3. 以下の文書については、入国証印または出国証印が押捺されない:
- (a) 予め外交経路を介してその到着について公式に連絡があった国家元首及びその代表団の渡航文書:
- (b) 航空従事者技能証明書または航空機乗員の身分証明書;
- (c) その船舶が停泊中の間のみ構成国の領土内に所在する乗員及び寄航港の地域内に おいてのみ所在する乗員の渡航文書:
- (d) 別紙 IV の 3.2.3 に従い、国境検問に服さない遊覧船の乗員及び乗客の渡航文書:
- (e) アンドラ、モナコ及びサンマリノの国民が国境を通過することができるようにする文書:
- (f) 国際的に結ばれている旅客列車及び貨物列車の乗員の渡航文書;
- (g) 指令 2004/38/EC に定める在留カードを提示する第三国の国民の渡航文書。

例外として、その挿入が当該の者にとって重大な困難を生じさせるおそれがある場合、第三国の国民の要請に応じて、入国証印または出国証印の挿入を免除することができる。この場合、当該の者の名前及びパスポート番号を示す別の用紙の上に入国または出国が記録される。その用紙は、その第三国の国民に対して与えられる。構成国の職務権限を有する機関は、そのような例外的な場合の統計を保管することができ、かつ、欧州委員会に対し、その統計を提供することができる。

- 4. 証印押捺のための実務的な手順は、別紙 IV に定める。
- 5. それが可能である限り、第三国の国民は、第9条に従って検問が緩和される場合に おいても、入国及び出国に関し、その渡航文書に証印をすべき国境警備隊の義務につ いて情報提供を受けるものとする。

第 12 条 滞在期間の要件充足に関する推定

1. 第三国の国民の渡航文書に入国証印がない場合、職務権限を有する国内機関は、そ

の所持者が、関係する構成国内で適用可能な滞在期間の要件を満たしていない、また は、満たさなくなったと推定することができる。

2. 第1項に示す推定は、第三国の国民が、運送手段のチケットまたは彼または彼女が その構成国の領土の外に所在することの証明書のような何らかの方法で、彼または彼 女が短期滞在の期間に関する要件を遵守していることの確実な証拠を提供する場合に は、覆され得る。

そのような場合:

- (a) シェンゲン協定が完全に適用される構成国の領土上においてその第三国の国民が発見される場合、職務権限を有する機関は、国内法及び国内実務に従い、彼または彼女の渡航文書中に、シェンゲン協定が完全に適用されるいずれかの構成国の対外国境を彼または彼女が通過した日付及びその場所を記載する:
- (b) 2003 年加盟法の第3条第2項、2005 年加盟法の第4条第2項及び2011 年加盟法の第4条第2項で予定されている決定が行われなかった構成国に関する限り、構成国の領土上で第三国の国民が発見された場合、職務権限を有する機関は、国内法及び国内実務に従い、彼または彼女の渡航文書中に、その構成国の対外国境を彼または彼女が通過した日付及びその場所を記載する。
- (a)及び(b)に示す記載に加え、その第三国の国民に対し、別紙 VIII に示す用紙が与えられる。

構成国は、構成国相互で、並びに、欧州委員会、理事会の事務局長に対し、本条に 示す記載に関する国内実務について通知する。

- 3. 第1項に示す推定が覆らない限り、その第三国の国民は、欧州議会及び理事会の指令 2008/115/EC¹並びに同指令と関連する国内法に従い、帰国させることができる。
- 4. 第1項及び第2項の関連条項は、出国証印がない場合において、準用して適用される。

第13条 国境監視

1. 国境監視の主要な目的は、無権限の国境通過を防止すること、国境を越える犯罪行為に対抗すること、そして、違法に国境を通過した者に対する措置を講ずることである。違法に国境を通過した者及び関係する構成国の領土上において滞在する権利をも

¹ 違法に滞在する第三国の国民に適用される構成国内における共通基準及び手続に関する欧州 議会及び理事会の 2008 年 12 月 16 日の指令 2008/115/EC (OJ L 348, 24.12.2008, p.98)

たない者は、その身柄を拘束され、かつ、指令 2008/115/EC と関係する手続に服する ものとされる。

- 2. 国境警備隊は、国境監視を行うために、駐留部隊及び移動部隊を用いる。 その監視は、入国地点における検問を回避する者を防止し、かつ、それを諦めさせるような方法で行われる。
- 3. 入国地点間の監視は、存在するまたは想定されるリスク及び脅威に適合する員数及び手段をもつ国境警備隊によって行われる。それは、無権限の国境通過行為が検知されるリスクと常に直面するようにするため、監視時間の頻繁な変更及び突然の変更を含めるものとする。
- 4. 監視は、違法に国境を通過する個人の身柄を拘束することをその監視の目的として、 既知の場所及び警戒を要することに気づいた場所において、巡視することにより、ま たは、駐留することにより、その職務を遂行する駐留部隊または移動部隊によって行 われる。監視は、電子的な手段を含め、技術的な手段によっても行われる。
- 5. 欧州委員会は、監視を規律する付加的な措置に関し、第 37 条に従い、委任された 行為を採択することができる。

第14条 入国の拒否

- 1. 第6条第1項に定める全ての入国の要件を満たさない第三国の国民及び第6条第5項に示す類型の者に属する第三国の国民は、構成国の領土に入国することを拒否される。このことは、庇護の権利に関する特別の条項の適用を妨げず、また、国際的な保護及び長期滞在査証の発給を妨げない。
- 2. 入国は、その拒否の詳細な理由を述べる理由を付した決定によってのみ拒否される。 その決定は、国内法によって権限を授与された機関によって行われる。その決定は、 直ちに発効する。

その拒否の詳細な理由を述べる理由を付した決定は、国内法によって権限を授与された機関によって入国を拒否するために空欄を埋めた別紙 V のパート B に定める標準用紙を用いて与えられる。空欄を埋めた標準用紙は、その用紙によって入国を拒否する決定を受けることを承諾する関係する第三国の国民に対して交付される。

3. 入国を拒否された者は、不服申立の権利をもつ。不服申立は、国内法に従って行われる。その第三国の国民に対し、国内法に従ってその第三国の国民の代わりに行動する職務権限のある代理者に関する情報を提供することのできる連絡場所の書面による指示も与えられる。

そのような不服申立は、入国を拒否する決定を停止する効力をもたない。

国内法に従って認められる損害賠償を妨げることなく、関係する第三国の国民は、 不服申立の結論が、その入国拒否の決定が根拠のないものであったとの結論となった 場合には、入国を拒否した構成国から、取消された入国証印の訂正及びそれ以外の取 消しまたは行われた付加的措置の訂正を受ける権利を与えられる。

- 4. 国境警備隊は、入国を拒否された第三国の国民が、関係する構成国の領土へ入らないことを確保する。
- 5. 構成国は、入国を拒否された者の人数、拒否の理由、入国を拒否された者の国籍、及び、彼らが入国を拒否された国境の種類(地上、空港または港)に関する統計を収集し、かつ、毎年、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 862/2007¹に従い、欧州委員会(欧州統計局)に対し、それを送付する。
- 6. 入国の拒否を規律する細則は、別紙 V のパート A で与えられる。

第3章 国境管理のための職員及び資源並びに構成国間の協力

第15条 国境管理のための職員及び資源

構成国は、第7条ないし第14条に従い、その構成国の対外国境における効率的で、 高度かつ統一性のあるレベルの管理を確保するような方法で、その対外国境における 国境管理を行うために必要な数の適切な職員及び資源を配置する。

第16条 管理の実装

1. 第7条ないし第14条に定める国境管理は、この規則及び国内法の条項に従い、国境警備隊によって行われる。

国境管理を行う際、国内法によって国境警備隊に与えられ、かつ、この規則の適用 範囲外にある刑事手続を開始する権限は、害されることなく存続する。

構成国は、国境警備隊が、規則(EC) No 2007/2004 によって設置された欧州対外国境管理協力機関(「協力機関」)によって国境警備隊のために設けられ、開発された共通のコアカリキュラムを考慮に入れた上で、専門分野に特化し、かつ、適正に訓練を受

 $^{^1}$ 移民及び国際的な保護に関する欧州共同体の統計並びに外国人労働者の統計の実施に関する理事会規則(EEC) No 311/76 の廃止に関する欧州議会及び理事会の 2007 年 7 月 11 日の規則(EC) No 862/2007 (OJ L 199, 31.7.2007, p.23)

けた専門家であることを確保する。訓練のカリキュラムは、保護者のいない未成年者 や人身取引の被害者のような脆弱な者が関係する状況を検知し、これを取り扱うため の特別の訓練を含める。構成国は、協力機関の支援を受け、国境警備隊員の職務を実 施するために必要な言語を国境警備隊員が習得することを奨励する。

- 2. 構成国は、第 39 条に従い、欧州委員会に対し、その構成国の国内法に基づき国境管理に職責を負う国内機関のリストを送付する。
- 3. 国境を効果的に管理するために、各構成国は、国境管理に職責を負う各構成国の国内機関の間における密接かつ継続的な協力関係を確保する。

第17条 構成国間の協力

- 1. 構成国は、相互に支援し、かつ、第7条ないし第16条に従い、国境管理の効果的な実装のために、密接かつ継続的な協力関係を維持する。構成国は、全ての関連情報を交換する。
- 2. 対外国境の維持管理の分野における構成国間の業務遂行上の協力は、協力機関によって統括される。
- 3. 協力機関の職務権限を妨げることなく、構成国は、そのような協力が協力機関の活動を補完するものであるときは、連絡官の交換を含め、対外国境において、他の構成 国及びまたは第三国と業務遂行上の協力関係を継続することができる。

構成国は、協力機関の職務遂行及びその目的の達成を危険に晒し得る活動を控える。 構成国は、協力機関に対し、第1副項に示す業務遂行上の協力関係について報告する。

4. 構成国は、国境管理のための法令に関する訓練及び基本的な権利に関する訓練を定める。この訓練に関し、協力機関によって設けられ、かつ、更に開発される共通の訓練基準を考慮に入れるものとする。

第 18 条 共同管理

1. その共通の地上国境において第 22 条の適用を受けない構成国は、同条が適用される日までの間、それらの共通の国境を共同管理することができる。その場合、第 7 条ないし第 14 条から生ずる個々の構成国の責務を妨げることなく、入国審査及び出国審査を行う目的のために、人は、一度だけ停止させられ得る。

この目的のために、構成国は、それらの構成国の間で、2国間協定を締結することができる。

2. 構成国は、欧州委員会に対し、第1項に従って締結された協定について、情報提供する。

第4章 国境検問のための特別規定

第 19 条 様々な種類の国境及び対外国境の通過のために用いられる様々な輸送手段 のための特別規定

別紙 VI に定める特別規定は、様々な種類の国境において、入国地点を通過するために用いられる様々な輸送手段に関して行われる検問に適用される。

これらの特別規定は、第5条及び第6条並びに第8条ないし第14条の特例を含めることができる。

第20条 一定の類型の者の検問のための特別規定

- 1. 別紙 VII に定める特別規定は、以下の類型の者に対する検問に適用される:
- (a) 国家元首及びその代表団:
- (b) 航空機の航空従事者及びそれ以外の乗務員;
- (c) 船員;
- (d) 外交官、官吏または機関のパスポートの所持者並びに国際機関の構成員;
- (e) 国境通過労働者;
- (f) 未成年者:
- (g) 救援隊、警察及び消防隊並びに国境警備隊;
- (h) 沖合労働者。

これらの特別規定は、第 5 条及び第 6 条並びに第 8 条ないし第 14 条の特例を含めることができる。

2. 構成国は、第39条に従い、欧州委員会に対し、信任状を得た外国使節、領事及びその家族に対してそれらの構成国の外務大臣から発給されるモデルカードを送付する。

第5章 対外国境管理と関連する重大な不備の場合の特別措置

第21条 対外国境における措置及び協力機関による支援

- 1. 規則(EU) No 1953/2013 の第 14 条により作成される評価報告書の中で対外国境管理の実施における重大な不備が特定される場合、同規則の第 15 条に示す勧告の遵守を確保するため、欧州委員会は、実装行為により、評価を受けた構成国が一定の特別の措置を講ずることを勧告することができる。その勧告は、以下の中のいずれかまたは全部を含むことができる:
- (a) 規則(EC) No 2007/2004 に従い、欧州国境警備隊の配置を開始すること:
- (b) リスク評価に基づき、協力機関に対し、計画に関する意見を求めるため、人員及び装備の配置に関する情報を含め、欧州委員会の戦略計画を送付すること。 実装行為は、第38条第2項に示す審議手続に従って採択される。
- 2. 欧州委員会は、第38条第1項により設けられる委員会に対し、定期的に、本条の第1項に示す措置の実装における進捗状況について、及び、特定された不備に対する措置の影響に関して、情報提供する。

欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対しても情報提供する。

3. 第1項に示す評価報告書の結論が、評価を受けた構成国にその義務の重大な懈怠があり、それゆえ、規則(EU) No 1053/2013 の第16条第4項に従って3か月以内に関連する行動計画の実装に関して報告しなければならないというものであり、かつ、その3か月が経過した場合には、欧州委員会は、その状況が変わらないものと判断し、かつ、そのようにするための要件が全て充足されているときは、欧州委員会は、この規則の第29条に定める手続の適用の検討を開始することができる。

第3款 域内国境

第1章 域内国境における国境管理の不存在

第22条 域内国境の通過

域内国境は、その国籍とは無関係に、人に対する検問が実施されることなく、いかなる地点においても通過することができる。

第23条 領土内における検問

域内国境における国境管理の不存在は、以下を害しない:

- (a) その権限の行使が国境検問と均等な効果をもつものである場合を除き、国内法に基づく構成国の職務権限を有する機関による警察権限の行使;それは、国境地帯においても適用される。第1文の意味において、警察権限の行使は、とりわけ、警察上の措置が以下のものである場合には、国境検問と均等な効果をもつものとはみなされない。
 - (i) 国境検問をその目的とせず;
 - (ii) 公共の安全に対する潜在的な脅威に関する一般的な警察情報及び経験に基づくものであり、かつ、とりわけ、国境を越える犯罪との闘いを目的とするものであり;
 - (iii) 対外国境における人のシステム上の確認による検問とは明確に区別された方 法で計画され、実施されるものであり;
 - (iv) 現場における検査に基づいて行われるものである場合:
- (b) そのような検査が構成国内を旅行中の者に対しても行われるものである限り、港 及び空港において、各構成国の法律に基づき、職務権限を有する機関によって、 港または空港の官吏によって、または、運送事業者によって行われる、人に対す る保安検査;
- (c) 用紙及び文書を所持または携帯すべき義務を法律によって構成国が定めることができること:
- (d) ベネルクス経済同盟諸国、ドイツ連邦及びフランス共和国の政府の間の、それらの共通の国境における検問の段階的な廃止に関する 1985 年 6 月 14 日のシェンゲン協定を実装する条約(シェンゲン条約)の第 22 条の条項により、第三国の国民に対し、その構成国上における彼らの所在を報告すべき義務を構成国が定めることができること。

第24条 域内国境における道路入国地点の通行障害の除去

構成国は、域内国境の道路入国地点における移動の流れに対する全ての障害、とりわけ、主として道路の安全上の配慮に基づくものではない速度制限を撤廃する。

それと同時に、構成国は、域内国境管理が再実施される場合の検問のための施設を 提供する用意をする。

第2章 域内国境における国境管理の一時的な再実施

第25条 域内国境における国境管理の一時的な再実施の一般的な枠組み

- 1. 域内国境管理のない地域において、構成国内の公的な政策または国内の治安に対する重大な脅威があるときは、当該構成国は、その構成国の域内国境の全部または特定の地点において、例外的に、30日の限定された期間内で、または、その脅威が30日の期間を超過するときは、重大な脅威が想定される期間内で、国境管理を再実施することができる。域内国境における国境管理の一時的な再実施の適用範囲及び期間は、その重大な脅威に対応するために厳格に必要なところを超えることができない。
- 2. 域内国境における国境管理は、最後の手段として、かつ、第27条、第28条及び第29条に従う場合に限り、再実施される。第27条、第28条または第29条にそれぞれ従い、域内国境における国境管理の再実施に関する決定を検討する場合、いずれの場合においても、第26条及び第30条にそれぞれ示す基準を考慮に入れるものとする。
- 3. 関係する構成国における公的な政策または国内の治安に対する重大な脅威が本条の第1項に定める期間を超えて持続する場合、当該構成国は、本条の第1項に示すところと同じ法的根拠に基づき、第26条に示す基準を考慮に入れ、かつ、第27条に従い、かつ、30日を上限とする延長期間について新たな要素を考慮に入れた上で、その構成国の域内国境における国境管理を延長することができる。
- 4. 本条の第3項に基づいて定められる延長を含め、域内国境において国境管理を再実施する総期間は、6か月を超えることができない。第29条に示す例外的な状況があるときは、同条の第1項に従い、その総期間は、最長で2年まで延長することができる。

第26条 域内国境における国境管理の一時的な再実施の基準

構成国が、最後の手段として、その構成国の域内国境の全部または一部において国境管理を一時的に再実施する決定をする場合、または、第25条もしくは第28条第1項に従い、その再実施を延長する決定をする場合、その構成国は、そのような措置が、公的な政策または国内の治安を適切に解消し得る範囲を評価し、また、その脅威との関係において、その措置の比例性を評価する。そのような評価を行う際、構成国は、とりわけ、以下の事項を考慮に入れるものとする:

(a) 後のテロリスト事件及びその脅威を含め、また、組織犯罪によって示される脅威 を含め、その構成国の公的な政策または国内の治安に対する脅威のあり得る影響; (b) 域内国境管理のない地域内における人の自由な移動に対するそのような措置のあり得る影響。

第27条 第25条に基づく域内国境における国境管理の一時的な再実施の手続

- 1. 構成国が第 25 条に基づく域内国境における国境管理の再実施を計画する場合、その構成国は、他の構成国及び欧州委員会に対し、計画された再実施の少なくとも 4 週間前に、または、計画された再実施の 4 週間前よりも短い期間内に域内国境における国境管理の再実施の必要性が発生する状況においては、4 週間よりも短い期間内に、通知する。この目的のために、その構成国は、以下の情報を提供する:
- (a) その構成国の公的な政策または国内の治安に対する重大な脅威を構成する出来事の詳細を示す全ての関連データを含め、再実施を提案する理由;
- (b) 国境管理が再実施される域内国境の部分を示す、提案された再実施の適用範囲;
- (c) 承認される入国地点の名前;
- (d) 計画された再実施の開始日及び期間:
- (e) それが適切なときは、他の構成国によって講じられる措置。

第1副項に基づく通知は、2以上の構成国から共同して送付することができる。

必要があるときは、欧州委員会は、関係する構成国に対し、追加的な情報の提供を求めることができる。

- 2. 第1項に示す情報は、同項により他の構成国及び欧州委員会に対してそれが通知されるのと同時に、欧州議会及び理事会に対して送付される。
- 3. 第1項に基づく通知をする構成国は、必要があるときは、国内法に従い、その情報の中の機密扱いとする部分を決定することができる。

そのような機密区分指定は、欧州委員会が欧州議会に対してその情報を利用できるようにすることを排除しない。本条に基づく欧州議会に対して送付される情報及び文書の送付及び取り扱いは、欧州議会及び欧州委員会の間に適用される機密情報の転送及び取り扱いに関する規定を遵守する。

4. 第 1 項に基づく構成国からの通知の後、第 5 項に定める協議を行うために、欧州委員会及び他の構成国は、TFEU の第 72 条を妨げることなく、意見を発することができる。

欧州委員会が受領した通知に含まれる情報または追加的な情報に基づき、欧州委員会が、計画された域内国境における国境管理の再実施の必要性及び比例性に関して疑

問をもつ場合、または、その通知の幾つかの点について協議をするのが適切であると 判断する場合には、欧州委員会は、その旨の意見を発する。

- 5. 第1項に示す情報及び第4項に基づく欧州委員会または構成国の意見は、それが適切なときは、構成国間の相互協力を組織するため、並びに、国境管理の再実施を生じさせる出来事に対する措置及び公的な政策もしくは国内の治安に対する脅威の比例性を検討するために、それが適切なときは、域内国境における国境監視の再実施を計画する構成国、他の構成国、特にその措置によって直接の影響を受ける構成国及び欧州委員会の間の合同会合を含め、協議に服する。
- 6. 第5項に示す協議は、国境管理の再実施のために計画された開始日の少なくとも10 日前に行われる。

第28条 応急の行動を要する場合の特別手続

- 1. 構成国内の公的な政策または国内の治安に対する重大な脅威が応急の行動を行うことを要するものである場合、関係する構成国は、例外ベースで、10 日以内の限定された期間で、域内国境における国境管理の応急再実施をすることができる。
- 2. 構成国が域内国境において国境管理を再実施する場合、他の構成国及び欧州委員会に対し、同時に、しかるべく通知をし、かつ、本条に定める手続を用いることを正当化する理由を含め、第27条第1項に示す情報を提供する。欧州委員会は、その通知の受領に基づき、直ちに、他の構成国と協議することができる。
- 3. 公的な政策または国内の治安に対する重大な脅威が第1項に定める期間を超えて持続する場合、その構成国は、20日以内の新たな期間で、域内国境の国境管理の延長を決定することができる。そのようにする場合、関係する構成国は、その措置の必要性及び比例性についての最新の評価を含め、第26に示す基準を考慮に入れ、かつ、新たな要素を考慮に入れるものとする。

そのような延長が行われる場合、第27条第4項及び第5項の条項が準用して適用 され、また、延長決定が欧州委員会及び構成国に対して送付された後、遅滞なく、協 議が行われる。

- 4. 第 25 条第 4 項を妨げることなく、本条の第 1 項に基づく最初の期間及び本条の第 3 項に基づく延長期間に基づき、域内国境における国境管理を再実施する間の総期間 は、2 か月を超えることができない。
- 5. 欧州委員会は、欧州議会に対し、遅滞なく、本条に基づいて行われた通知について情報提供する。

第 29 条 域内国境のない地域の機能全体がリスクに晒される例外的な状況の際の特別手続

- 1. 例外的な状況において、第 21 条に示す対外国境管理と関連する持続的で重大な不備の結果として、域内国境管理のない地域の機能全体がリスクに晒されている場合、かつ、それらの状況が、域内国境管理のない地域内において、または、その地域の一部において、公的な政策または国内の治安に対する重大な脅威を構成する限り、域内国境における国境管理は、最長 6 か月の期間で、第 2 項に従い、再実施することができる。例外的な状況が持続する場合には、この期間は、3 回を限度として、更に 6 か月の期間で延長することができる。
- 2. 理事会は、最後の手段として、そして、域内国境管理のない地域内における共通の利益を保護するための措置として、他の全ての措置、とりわけ、第 21 条第 1 項に示す措置には特定された重大な脅威を解消する効果がない場合において、1 または複数の構成国が、その構成国の域内国境の全部または特定の地点において国境管理を再実施すべきことを勧告することができる。理事会の勧告は、欧州委員会からの提案に基づくものとする。構成国は、欧州委員会に対し、理事会に対して勧告を求める提案書を送付することを要請することができる。

その勧告の中で、理事会は、少なくとも、第 27 条第 1 項(a)ないし(e)に示す情報を示すものとする。

理事会は、本条に定める要件及び手続に従い、期間の延長を勧告することができる。 本項に基づきその域内国境の全部または特定の地点における国境管理を構成国が再 実施する前に、その構成国は、他の構成国、欧州議会及び欧州委員会に対し、しかる べく通知する。

3. 第2項に示す勧告が構成国によって実装されない場合、当該構成国は、欧州委員会に対し、書面により、遅滞なく、その理由を通知する。

そのような場合、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、関係する構成国から 提供された理由及び国境管理のない地域の共通の利益の保護に対する影響を評価する 報告書を提出する。

4. 第2項に従う域内国境における国境管理の延長の必要性を発生させる状況が、先行する再実施期間の最終日から10日未満の間に認識されるようになった場合、その状況と関連する緊急性の正当な根拠に基づき、欧州委員会は、第38条第3項に示す手続に従い、直ちに適用可能な実装措置により、必要な勧告書を採択することができる。そ

- の勧告書の採択から 14 日以内に、欧州委員会は、本条の第 2 項に従い、理事会に対し、勧告を求める提案書を送付する。
- 5. 本条は、第25条、第27条及び第28条に基づき、公的な政策または国内の治安に対する重大な脅威の場合に構成国によって採択され得る措置を妨げない。

第 30 条 域内国境のない地域の機能全体がリスクに晒される例外的な状況の際の域 内国境における国境管理の一時的な再実施のための基準

- 1. 最後の手段として、理事会が、第29条第2項に従い、1または複数の域内国境またはその一部における国境管理の一時的な再実施を勧告する場合、理事会は、そのような措置が域内国境管理のない地域内の公的な政策または国内の治安に対する脅威を適切に解消し得る範囲を評価し、かつ、その脅威との関連において、その措置の比例性を評価する。この評価は、本条の第2項により入手した情報を含め、関係する構成国及び欧州委員会から送付された詳細な情報並びにそれ以外の関連情報を基礎とするものとする。そのような評価を行う際、とりわけ、以下を考慮に入れる:
- (a) 警備機関、欧州議会及び理事会の規則(EU) No 439/2010¹によって設置された欧州 庇護支援事務所または指令 2009/371/JHA により設置された欧州刑事警察機構 (「Europol」) のような欧州連合の組織、事務局もしくは部局による支援を含め、 国内レベルもしくは欧州連合レベルまたはその両者のレベルにおいて用いられ得る、または、用いられた技術上または財政上の支援措置の可能性、並びに、そのような措置が域内国境管理のない地域内の公的な政策または国内の治安に対する 脅威を適切に解消し得る範囲;
- (b) 規則(EU) No 1053/2013 によって行われる評価の過程で特定された対外国境管理と 関連する重大な不備の現時点の影響及び将来のあり得る影響、並びに、そのよう な重大な不備が域内国境管理のない地域内の公的な政策または国内の治安に対す る脅威を構成する範囲:
- (c) 域内国境管理のない地域内における人の自由な移動に対する国境管理の再実施の あり得る影響。
- 2. 第29条第2項に従って理事会の勧告を求める提案を採択する前に、欧州委員会は:
- (a) 構成国、協力機関、Europol またはそれ以外の欧州連合の組織、事務局または部局

-

 $^{^1}$ 欧州庇護支援事務所を設置する欧州議会及び理事会の 2010 年 5 月 19 日の規則(EU) No 439 /2010 (OJ L 132, 29.5.2010, p.11)

に対し、欧州委員会に対して更に情報を提供することを求めることができる;

(b) その勧告と関連する情報を入手し、確認するために、構成国、協力機関、Europol またはそれ以外の欧州連合の組織、事務局または部局からの専門家の支援を受け、現場視察を行うことができる。

第31条 欧州議会及び理事会に対する情報提供

欧州委員会及び関係する構成国は、欧州議会及び理事会に対し、可能な限り速やかに、第21条及び第25条ないし第30条の適用の契機となり得る根拠に関し、情報提供する。

第32条 域内国境において国境管理が再実施される場合に適用される条項

域内国境における国境管理が再実施される場合、第2款の関連条項が準用して適用される。

第33条 域内国境における国境管理の再実施に関する報告

域内国境における国境管理の解除から 4 週間以内に、域内国境において国境管理を 行った構成国は、欧州議会、理事会及び欧州委員会に対し、国境管理の再実施の比例 性についての事後評価を含め、域内国境において国境管理を再実施したこと、その概 要、とりわけ、初期評価及び第 26 条、第 28 条及び第 30 条に示す基準の尊重、検問の 業務遂行、近隣の構成国との実務的な協力、人の自由な移動に対して生じた影響、域 内国境における国境管理の再実施の有効性に関する報告書を提出する。

欧州委員会は、1 もしくは複数の域内国境またはその一部における国境管理の一時的な再実施の事後評価に関する意見書を発行することができる。

欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、少なくとも年次で、域内国境管理のない地域の機能に関する報告書を提出する。この報告書は、関連する年度の間に実施された域内国境における国境管理を再実施する全ての決定の一覧を含めるものとする。

第34条 公衆に対する情報提供

欧州委員会及び関係する構成国は、そのようにしない優先的な保安上の理由がある

場合を除き、公衆に対し、域内国境において国境管理を再実施する決定に関して、並びに、とりわけ、そのような措置の開始時点及び終了時点について、統一的な方法で情報提供する。

第 35 条 秘密

関係する構成国からの要請があるときは、他の構成国、欧州議会及び欧州委員会は、 国境管理の再実施行及びその延長並びに第 33 条に定める報告と関係して提供される 情報の機密性を尊重する。

第4款 最終条項

第36条 別紙の改正

欧州委員会は、別紙 III、別紙 IV 及び別紙 VIII の改正に関し、第37条に従い、委任された行為を採択する権限を与えられる。

第37条 委任の実施

- 1. 委任された行為を採択する権限は、本条に定める要件に従い、欧州委員会に与えられる。
- 2. 第 13 条第 5 項及び第 36 条に示す委任された行為を採択する権限は、不確定期限で、欧州委員会に与えられる。
- 3. 第 13 条第 5 項及び第 36 条に示す権限の委任は、欧州議会または理事会によって、いつでも、取消され得る。取消しの決定は、その決定に示された権限の委任を終了させる。その決定は、EU 官報でその決定が公示された翌日、または、その後の、当該決定の中で指定された日に発効する。その決定は、既に発効した委任された行為の有効性を妨げない。
- 4. 欧州委員会が委任された行為を採択後速やかに、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、同時に、それを送付する。
- 5. 第13条第5項及び第36条により採択された委任された行為は、欧州議会及び理事会に対する当該行為の通知から2か月以内に欧州議会または理事会のいずれからも明示の異議が述べられなかった場合、または、その期限が経過する前に、欧州議会及び

理事会の両者から欧州委員会に対してそれらには異議がない旨の通知がなされた場合においてのみ、発効する。この期間は、欧州議会または理事会からの発意により、更に2か月まで延長される。

第38条 委員会の手続

- 1. 欧州委員会は、委員会によって補佐される。この委員会は、規則(EU) No 182/2011 の 意味における委員会である。
- 2. 本項に対する参照が行われるときは、規則(EU) No 182/2011 の第5条が適用される。 委員会が何ら意見を発しないときは、欧州委員会は、実装行為を採択せず、かつ、規 則(EU) No 182/2011 の第5条第4項の第3副項が適用される。
- 3. 本項に対する参照が行われるときは、規則(EU) No 182/2011 の第 5 条と重畳的に、同規則の第 8 条が適用される。

第39条 送付

- 1. 構成国は、欧州委員会に対し、以下のものを送付する:
- (a) 第2条第16項(a)が適用される在留許可と第2条第16項(b)が適用される在留許可とを区分し、第2条第16項(b)が適用される許可の見本を添えた在留許可のリスト。指令2004/38/ECに従って発給される在留カードは、そのようなものであることを特に強調するものとし、かつ、規則(EC) No 1030/2002 によって定められた統一書式に従って発給されなかった在留カードについて、見本が提供される。
- (b) 入国地点のリスト:
- (c) 国内機関によって年単位で確定され、その構成国の対外国境の通過のために求められる参考金額:
- (d) 国境管理に職責を負う国内機関のリスト;
- (e) 外務大臣から発給されたモデルカードの見本:
- (f) 第5条第2項(a)に示す対外国境の通過に関する規定の例外;
- (g) 第11条第3項に示す統計。
- 2. 欧州委員会は、第1項に従って通知された情報を構成国が利用できるようにし、かつ、EU 官報の C シリーズを介して、または、それ以外の適切な手段を介して、公衆が利用できるようにする。

第 40 条 国境地域通行

この規則は、国境地域通行に関する欧州連合の法令及び国境地域通行に関する既存 の2国間協定を妨げない。

第41条 セウタ及びメリリャ

この規則の条項は、1985 年 6 月 14 日のシェンゲン協定を実装する条約へのスペイン王国の加盟に関する協定の最終合意文書中のセウタ及びメリリャの諸都市に関するスペイン王国の宣言 ¹に定めるとおり、セウタ及びメリリャの諸都市に適用される特別規定を害しない。

第42条 構成国からの情報の提供

構成国は、欧州委員会に対し、第23条(c)及び(d)と関連する国内条項、第5条第3項に示す制裁及びこの規則によって認められる2国間協定を送付する。それらの条項のその後の改正は、5業務日以内に送付される。

構成国から送付された情報は、EU 官報の C シリーズで公示される。

第43条 評価メカニズム

- 1. 諸条約に従い、かつ、違反の手続に関する諸条約の条項を妨げることなく、この規則の各構成国による実装は、評価メカニズムを通じて評価される。
- 2. 評価メカニズムに関する規定は、規則(EU) No 1053/2013 の中に定められている。評価メカニズムに従い、構成国及び欧州委員会は、この規則の適正な実装を確認するため、共同で、定期的に、客観的かつ公平な評価を行う。欧州委員会は、構成国と密接に協力してその評価を統括する。このメカニズムに基づき、全ての構成国は、欧州委員会の代表及び構成国によって任命された専門家で構成される小委員会により、少なくとも5年毎に評価される。

評価は、対外国境または域外国境における予告ありの現場視察または予告なしの現場視察によって行うことができる。

.

¹ OJ L 239, 22.9.2000, p.73.

その評価メカニズムに従い、欧州委員会は、多年度の評価計画書及び単年度の評価 計画書並びに評価報告書を採択する責任を負う。

3. 不備の可能性がある場合、関係する構成国宛に、その是正措置の勧告が発せられ得る。

規則(EU) No 1053/2013 の第 14 条に従い、欧州委員会によって採択された評価報告 書の中で対外国境管理を行う上での重大な不備が特定される場合、この規則の第 21 条 及び第 29 条が適用される。

- 4. 欧州議会及び理事会は、その評価の全ての段階において情報提供を受け、機密文書に関する規定に従い、全ての関連文書の送付を受ける。
- 5. 欧州議会は、規則(EU) No 1053/2013 に定める規定の改正及び廃止の提案について、 迅速かつ完全に情報提供を受ける。

第44条 廃止

規則(EC) No 562/2006 は、廃止される。

廃止される規則に対する参照は、この規則に対する参照として解釈され、かつ、別 紙 X 内にある対照表に従って読み替えられる。

第 45 条 発効

この規則は、EU 官報上で公示された日の後、20 日目の日に発効する。

この規則は、条約に従い、その全体について拘束力があり、構成国に対して直接に 適用される。

2016年3月9日にストラスブールにおいて行われた。

欧州議会として 議長 M. Schulz 理事会として

議長 J.A. Hennis-Plasschaert

別紙I

入国要件の充足を確認するための関係書類

第6条第3項に示す証拠文書は、以下のものを含めることができる:

- (a) 出張の旅行:
 - (i) 取引、産業または仕事と関係する会議、協議会またはイベントへの出席のため に企業または行政機関から発行された招待状;
 - (ii) 仕事の目的のための取引関係の存在を示す上記以外の文書;
 - (iii) その参加者である場合には、見本市及び大会への入場券;
- (b) 就学またはそれ以外の種類の訓練の目的のために行われる旅行:
 - (i) 基本的な訓練及びそれ以外の訓練の枠組みにおける職業訓練課程または学術教育課程に参加するために、教育機関への就学の証明書:
 - (ii) 学生証または参加する課程の証明書;
- (c) 観光の目的または私的な理由により行われる旅行:
 - (i) 宿泊に関する関係書類:
 - 誰かの家に滞在する場合、宿主からの招待状;
 - 一 宿泊を提供する事業所からの関係書類、または、それ以外の、予定している 宿泊施設を示す関連書類;
 - (ii) 旅程に関する関係書類:
 - 団体旅行の予約確認書、または、それ以外の、予定している旅行計画を示す 適切な文書:
 - (iii) 帰国に関する関係書類:
 - 帰国チケットまたは往復チケット:
- (d) 政治、科学、文化、スポーツまたは宗教のイベント、または、それ以外の理由により行われる旅行:

可能な限りで、主催者である組織の名前及び滞在期間を示す招待状、入場券、 登録書もしくはプログラム、または、それ以外の、滞在目的を示す適切な文書。

別紙II

情報の登録

全ての入国地点において、全ての職務上の情報及びそれ以外の重要な情報は、手作業により、または、電子的に、登録される。登録されるべき情報は、とりわけ、以下のものを含む:

- (a) その場所の国境検問のために職責を負う国境警備隊員の名前及び個々の警備隊の 警備隊員以外の官吏の名前:
- (b) 第9条に従って適用される人に対する検問の緩和;
- (c) パスポートに代わる文書及び査証に代わる文書の、国境における発給;
- (d) 身柄拘束された者及び通告(犯罪行為及び行政規則違反行為);
- (e) 第14条に従い入国拒否となった者(拒否の根拠及び国籍);
- (f) 入国及び出国の証印の暗証番号、所定の時間帯にまたは交代で所定の証印を担当 する国境警備隊員の識別子、印の紛失及び盗難と関連する情報;
- (g) 審査に服する者からの不服申立;
- (h) 上記以外の特に重要な政策上の措置または法務上の措置;
- (i) 非常事態。

別 紙 III

入国地点においてレーンを示すモデル標識

パート A



57

¹ ノルウェー及びアイスランドにおいてはロゴの表示を要しない。

パート B1: 「査証不要」

VISA NOT REQUIRED

パート B2: 「全てのパスポート」

ALL PASSPORTS

パート C



1



2



3

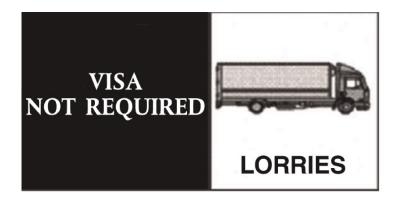
¹ ノルウェー及びアイスランドにおいてはロゴの表示を要しない。

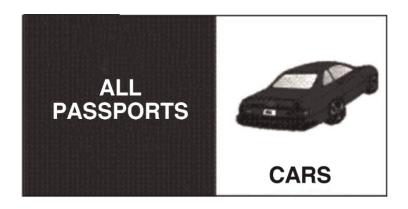
² ノルウェー及びアイスランドにおいてはロゴの表示を要しない。

³ ノルウェー及びアイスランドにおいてはロゴの表示を要しない。













別 紙 IV

証的

- 1. 第三国の国民の渡航文書は、第 11 条に従い、入国及び出国に関し、体系的に押印される。それらの証印の仕様は、シェンゲン執行委員会決定 SCH/COM-EX (94) 16 rev 及び SCH/Gem-Handb (93) 15 (機密)の中で定められる。
- 2. 証印上の暗証番号は、1か月を超えない期間で、定期的に変更される。
- 3. 査証の義務に服する第三国の国民の入国及び出国に関し、証印は、一般的な規則として、査証が添付されているページの反対側のページに添付される。

そのページを用いることができないときは、証印は、その後のページに押捺される。 機械読取部分には、証印をしない。

- 4. 構成国は、入国地点において用いられる入国証印及び出国証印の暗証番号に関する情報交換の職責を負う国内連絡部局を指定し、かつ、他の構成国、理事会の事務局長及び欧州委員会に対し、そのことを通知する。その連絡部局は、遅滞なく、関係する構成国の対外国境において用いられる共通の入国証印及び出国証印に関する情報、並びに、とりわけ、以下の情報に対してアクセスをもつ:
- (a) 所定の証印が押捺される入国地点;
- (b) 所定の時刻に所定の証印を押捺する国境警備隊員の識別子:
- (c) 所定の時刻における所定の証印の暗証番号。

共通の入国証印及び出国証印に関する全ての照会は、上述の国内連絡部局を介して 行われる。

国内連絡部局は、他の連絡部局、理事会の事務局長及び欧州委員会に対し、連絡部局の変更並びに証印の紛失及び盗難に関する情報を速やかに転送する。

別 紙 V

パートA 国境における入国拒否の手続

- 1. 入国を拒否する際、職務権限を有する国境警備隊員は:
 - (a) パートBに示す入国拒否のための標準用紙の空欄を埋める。関係する第三国の 国民は、その用紙に署名し、署名した用紙の複製物を与えられる。その第三国 の国民が署名を拒んだときは、その国境警備隊員は、その用紙内の「コメント」 の欄にその拒否を記載する:
 - (b) パスポート上に入国証印を捺印し、消去できない黒のインクの×印でその証印を取消し、そして、その向かい側のページの右側に、これも消去できないインクにより、入国を拒否する理由に対応する符号を記載する。その符号の一覧は、上述の入国拒否の標準用紙上で与えられる:
 - (c) 規則(EC) No 810/2009 の第 34 条に定める要件に従い、適切に、査証を失効させ、 または、これを取消す:
 - (d) 関係する第三国の国民の同一性及び国籍、第三国の国民が国境を通過すること を承認する文書の参照、並びに、入国拒否の日付及びその理由を示して、登録 簿の中でまたはリスト上で、全ての入国拒否を記録する。
- 2. 入国を拒否された第三国の国民が運送事業者によって国境まで移動してきたものである場合、その地域について職責を負う機関は:
 - (a) その運送事業者に対し、その第三国の国民を引き受けること、並びに、遅滞なく、彼もしくは彼女の移動元であった第三国、彼もしくは彼女がその国境を通過することを承認する文書を発給した第三国、または、彼もしくは彼女を受け入れる保証のある上記以外の第三国に彼または彼女を輸送すること、または、シェンゲン条約の第 26 条及び理事会指令 2001/51/EC¹に従って転送するための手段を見つけることを命ずる。
 - (b) 国内法を遵守し、かつ、その地域の状況に考慮に入れた上で、入国拒否となった第三国の国民が違法に入国することを防止するため、転送を保留し、適切な措置を講ずる。
- 3. 第三国の国民に対して入国を拒否し、かつ、彼または彼女の身柄を拘束するための

 $^{^1}$ 1985 年 6 月 14 日のシェンゲン協定を実装する条約の第 26 条の条項を補遺する 2001 年 6 月 28 日の理事会指令 2001/51/EC(OJ L 187, 10.7.2001, p.45)

法的根拠が存在する場合、国境警備隊員は、国内法に従った行動を執ることを決定することに職責を負う機関と連絡をとる。

パートB 国境における入国拒否の標準様式

	State (Name of Office)				
REFUS	AL OF ENTRY AT THE BORDER				
On	at (time) at the border crossing point				
	undersigned,have before u				
Surnan	e First name				
Date o	birth Place of birth Sex				
Nation	ity Resident in				
	Identity document number				
	n on				
	mber typeissued by				
	m until				
	eriod of days on the following grounds:				
hereby	from				
□ (A)	has no valid travel document(s)				
□ (B)	has a false/counterfeit/forged travel document				
(C)	(C) has no valid visa or residence permit				
(D)	(D) has a false/counterfeit/forged visa or residence permit				
(E)	(E) has no appropriate documentaion justifying the purpose and conditions of stay.				
	The following document(s) colud not be provided:				
□ (F)	has already stayed for 90 days in the preceding 180-day period on the territory of the Member States of the European Union				
□ (G)) does not have sufficient means of subsistence in relation to the period and form of stay, or the means to return to the country of origin or transit				
□ (H)	is a person for whom an alert has been issued for the purposes of refusing entry				
	in the SIS				
	in the national register				
(()	is considered to be a threat to public policy, internal security, public health or the international relations of one or more of the Member States of the European Union (each State must indicate the references to national law relating to such cases of refusal of entry).				
Comm	nts				
	son concerned may appeal against the decision to refuse entry as provided for in national law. The person concerns a copy of this document (each State must indicate the references to the national law and procedure relating to the right				
	Person concerned Officer responsible for checks				

¹ ノルウェー及びアイスランドにおいてはロゴの表示を要しない。

別 紙 VI

様々な種類の国境及び構成国の対外国境を通過するために用いられる 様々な輸送手段のための特別規則

1. 地上国境

1.1. 道路の移動の検問

- 1.1.1. 道路の移動の安全かつ円滑な流れを確保しつつ、人に関する効果的な検問を確保するために、入国地点における移動は、適切な方法で規制される。必要があるときは、構成国は、移動を誘導または遮断するための2国間協定を締結することができる。それらの構成国は、第42条により、欧州委員会に対し、そのことを通知する。
- 1.1.2. 地上国境において、構成国は、構成国が適切であると判断し、かつ、状況が それを許す場合には、第10条に従い、一定の入国地点において、区分されたレー ンを設け、または、それを運用することができる。

例外的な状況の下にあり、かつ、移動の状況及びインフラの状況がそのように 求める場合には、区分されたレーンは、その構成国の職務権限を有する機関によって、いつでも、撤去され得る。

構成国は、対外国境の入国地点において区分されたレーンを設置するために、 近隣諸国と協力することができる。

1.1.3. 一般的な規則として、自動車で旅行中の者は、検問の間、その自動車の中にいることができる。しかしながら、状況がそのように求める場合には、その自動車から降りることを求められ得る。その地域の状況が許す場合には、その目的のために設計された場所において、綿密な検査が実施される。職員の安全の利益において、それが可能なときは、検問は、2名の国境警備隊員によって行われる。

1.1.4. 共通入国地点

1.1.4.1. 構成国は、共通入国地点の設置に関し、近隣の第三国と2国間協定を締結し、または、これを維持することができる。その共通入国地点において、構成国の国境警備隊と第三国の国境警備隊は、他方の当事国の領土上において、その国の国内法に従い、切れ目なく、入国審査及び出国審査を行う。共通入国地点は、構成国の領土上及び第三国の領土上のいずれにも設置することができる。

- 1.1.4.2. 構成国の領土上に位置する共通入国地点:構成国の領土上に位置する共通入 国地点を設置する2国間協定は、第三国の国境警備隊が、以下の基本原則を尊重 し、構成国内における彼らの職務を遂行することの承認を含める:
 - (a) 国際的な保護:構成国の領土上で国際的な保護を求める第三国の国民は、欧州連合の庇護協定に従い、関連する構成国の手続へのアクセスを与えられる。
 - (b) 人の身柄拘束または物品の押収:第三国の国境警備隊が、人の身柄を拘束することもしくは人を保護の下に置くこと、または、物品を押収することを正当化する事実に気づいたときは、その国境警備隊は、構成国の機関に対し、その事実の情報を提供し、そして、構成国の機関は、関係する者の国籍に拘らず、国内法、欧州連合の法律及び国際法に従い、適切に対処することを確保する。
 - (c) 欧州連合の法律に基づき自由な移動の権利を享受する者の欧州連合の領土への入国:第三国の国境警備隊は、欧州連合の法律に基づき自由な移動の権利を享受する者が欧州連合の領土に入国することを妨げない。関係する第三国からの出国の拒否を正当化する理由があるときは、第三国の国境警備隊は、構成国の機関に対し、そのことの情報を提供し、そして、構成国の機関は、国内法、欧州連合の法律及び国際法に従い、適切に対処することを確保する。
- 1.1.4.3. 第三国の領土上に位置する共通入国地点:第三国の領土上に位置する共通入 国地点を設置する2国間協定は、構成国の国境警備隊が、その第三国内における 彼らの職務を遂行することの承認を含める。この規則の目的のために、第三国の 領土上に位置する共通入国地点において構成国の国境警備隊によって行われる検 間は、関係する構成国の領土上で行われたものとみなされる。構成国の国境警備 隊は、この規則に従い、かつ、以下の基本原則を尊重して、その職務を遂行する:
 - (a) 国際的な保護:第三国の国境警備隊による出国管理を通過した第三国の国民は、その後に、第三国内に所在する構成国の国境警備隊に対して国際的な保護を求める場合、欧州連合庇護協定に従い、関連する構成国の手続へのアクセスを与えられる。第三国の機関は、関係する者の構成国の領土内への移送を承諾する。
 - (b) 人の身柄拘束または物品の押収:構成国の国境警備隊が、人の身柄を拘束することもしくは人を保護の下に置くこと、または、物品を押収することを正当化する事実に気づいたときは、その国境警備隊は、国内法、欧州連合の法律及び国際法に従って行動する。第三国の機関は、関係する者または物品の構成国の領土内への移送を承諾する。

- (c) IT システムへのアクセス:構成国の国境警備隊は、第8条に従い、個人データを処理する情報システムを用いることもできる。構成国は、第三国の機関によるアクセスを含め、事故による破壊もしくは違法な破壊または事故による喪失、改変、無権限の開示またはアクセスから個人データを防護するために欧州連合の法律によって求められる技術上及び組織上の防護措置を定めることが認められる。
- 1.1.4.4. 近隣の第三国と共通入国地点に関する 2 国間協定を締結または改正する前に、関係する構成国は、その協定と欧州連合の法律との適合性に関し、欧州委員会と協議する。既存の 2 国間協定は、2014 年 1 月 20 日までに、欧州委員会に対して送付される。

欧州委員会が、その協定が欧州連合の法律と適合しないと判断するときは、欧州委員会は、関係する構成国に対し、そのことを連絡する。その構成国は、生じている不適合性を解消するような方法で、合理的な期間内に、その協定を改正するための全ての適切な手立てを講ずる。

1.2 鉄道の検問

- 1.2.1 貨物列車または空の列車を含め、対外国境を通過する列車の乗客及び鉄道職員の両者に対し、検問が行われる。構成国は、1.1.4 に定める基本原則を尊重して、これらの検問をいかに実施するかに関する 2 国間協定または多国間協定を締結することができる。これらの検問は、以下のいずれかの方法で実施される:
 - 構成国の領土上にある最初の到着駅または最後の出発駅において;
 - 第三国内の最後の出発駅と構成国の領土上の最初の到着駅との間、または、 その逆の間を通過中に、その列車の中において;
 - 第三国の領土上にある最後の出発駅または最初の到着駅において。
- 1.2.2 加えて、高速旅客列車の移動の流れを円滑なものとするために、第三国から の高速列車の旅程上にある構成国は、1.1.4 に定める基本原則の尊重に関する第三 国との共通協定により、以下のいずれかの方法により、第三国からの列車に乗車 する者の入国審査を行うことを決定することもできる:
 - 人がその列車に乗車する第三国の駅において;
 - 人が構成国の領土内で下車する駅において;
 - 人がその列車に乗車している限り、第三国の領土上の駅と構成国の領土上の 駅との間を通過中の、その列車の中において。

1.2.3 構成国の領土内において複数の駅に停車する第三国からの高速旅客列車に関し、その鉄道会社が、その構成国の領土内の旅行における残りの行程についてのみ乗客を乗車させる立場にある場合、そのような乗客は、1.2.1 または 1.2.2 の第 1 段によって検問が行われた場合を除き、その列車の中において、または、到着駅において、入国審査に服する。

その構成国の領土内における旅行の残りの行程のためにのみ列車に乗車することを望む者は、その列車の出発前に、旅行の途中または到着駅において入国審査に服することの明確な連絡を受ける。

- 1.2.4 反対方向への旅行の場合、その列車の乗客は、同様の協定に基づき、出国審査に服する。
- 1.2.5 国境警備隊員は、検問を受けるべき人または物品がその列車の中に隠されていないことを確認するために、必要な場合には、鉄道管理者の補助を受け、車両を空けることを命ずることができる。
- 1.2.6 犯罪行為を実行したとの通報のあった者もしくはその容疑を受けている者、または、違法に入国しようとしている第三国の国民が列車の中に隠れていると信ずる合理的な理由がある場合、国境警備隊員は、彼の国内法上の条項に従って彼または彼女が行動することができない場合、その列車が移動する方向に領土のある構成国またはその列車が移動する範囲内に領土のある構成国に対し、連絡する。

2. 空の国境

2.1 国際空港における検問手続

- 2.1.1 構成国の職務権限を有する機関は、空港管理者が、域内便に搭乗する搭乗者 の流れとそれ以外の便に搭乗する搭乗者の流れとを物理的に区分するための必要 な措置を講ずることを確保する。その目的のために、全ての国際空港において、 適切なインフラが設けられる。
- 2.1.2 国境検問が行われる場所は、以下の手続に従って定められる:
 - (a) 第三国からの運航便の搭乗者であって、域内便に搭乗する者は、第三国から の運航便の到着空港において、入国審査に服する。域内便の搭乗者であって、 第三国行きの運航便に搭乗する者(乗り換え搭乗者)は、第三国行きの運航 便が出発する空港で出国審査に服する:
 - (b) 第三国からのまたは第三国行きの運航便であって、乗り換え搭乗者が1人も

搭乗しない運航便、及び、その構成国の複数の空港に寄航する運航便であって、航空機の機材変更がない場合:

- (i) 第三国からのまたは第三国行きの運航便の搭乗者は、その構成国の領土 内において事前または事後の乗り換えをしない場合、入国の空港におい て入国審査に服し、出国の空港において出国審査に服する;
- (ii) その構成国の複数の空港において寄航を行う第三国からの運航便の搭乗者(経由搭乗者)は、航空機の機材変更がない場合、その構成国の領土内での行程のためにその航空機に搭乗することができない場合に限り、到着空港で入国審査に服し、また、出発空港で出国審査に服する。
- (iii) その構成国の領土内で複数の寄航をする第三国からの運航便について、 航空会社が、当該領土内にある残りの行程のためにのみ搭乗者を搭乗さ せる場合、搭乗者は、到着空港において入国審査に服し、出発空港にお いて出国審査に服する。

それらの寄航中に、既にその運航便に搭乗しており、かつ、構成国の 領土内において搭乗したのではない搭乗者に対する検問は、(ii)に従って 行われる。到着地である国が第三国である場合、逆の手続が適用される。

2.1.3 国内の治安及び違法な移民と関連するリスク評価に基づき正当化される場合を除き、国境検問は、通常、航空機内またはゲートにおいては行われない。入国地点として指定された空港において、第7条ないし第14条に定める規定に従って人が検問を受けることを確保するために、構成国は、空港当局が、審査のために準備された施設へ搭乗者の移動を誘導するための必要な措置を講ずることを確保する。

構成国は、空港管理者が、例えば、乗り継ぎ用の場所のような用意された場所に無権限の者が立ち入り、または、そこから退出することを防止するために必要となる措置を講ずることを確保する。国内の治安及び違法な移民と関連するリスク評価に基づき正当化される場合を除き、検問は、通常、乗り継ぎ用の場所では行われない;とりわけ、この場所における検問は、搭乗者が空港乗継査証を所持していることを確認するために、空港乗継査証に服する者に対して行うことができる。

2.1.4 不可抗力もしくは切迫した危険の場合、または、当局の指示がある場合、第 三国からの飛行中の航空機は、入国地点ではない滑走路に着陸しなければならず、 その航空機は、国境警備隊及び税関当局からの承認を受けた後に限り、飛行を継 続することができる。第三国から飛行中の航空機が許可なく着陸する場合におい ても、同じことが適用される。いずれの場合においても、当該航空機に搭乗する 搭乗者に対する検問のために第7条ないし第14条が適用される。

2.2 飛行場における検問手続

- 2.2.1 関連する国内法に基づく国際空港の地位を持たない空港(飛行場)であるが、 それを第三国行きの運航便または第三国からの運航便の寄航経路とすることが認 められている空港においても、第7条ないし第14条に従い、人が検問を受けるこ とを確保する。
- 2.2.2 2.2.1 の特例により、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 300/2008¹を妨げることなく、飛行場において、域内便からの搭乗者の流れとそれ以外の便からの搭乗者の流れとを物理的に区分することを確保するための適切な準備をする必要はない。加えて、便数が少ない場合、必要な要員を適時に配置することが保証される限り、国境警備隊が常時所在することを要しない。
- 2.2.3 飛行場において国境警備隊が常時所在することが確保されない場合、その飛行場の管理者は、国境警備隊に対し、第三国からのまたは第三国行きの運航便に関し、その航空機の到着及び出発について、十分な連絡を提供する。

2.3 プライベート機に関する人に対する検問

- 2.3.1 第三国からのまたは第三国行きのプライベート機の場合、機長は、離陸する前に、到着地の構成国の国境警備隊に対し、及び、それが適切なときは、最初に入国する構成国の国境警備隊に対し、就中、国際民間航空条約の別紙 2 に従う飛行計画を構成する明告書及び搭乗者の同一性に関する情報を送付する。
- 2.3.2 第三国から飛来し、構成国を到着地とするプライベート機が別の構成国の領土内で寄航を行う場合、入国する構成国の職務権限を有する機関は、国境検問及び 2.3.1 に示す明告書への入国証印の押捺を行う。
- 2.3.3 第三国の領土上で寄航することのない、構成国の領土のみからの飛行、または、構成国の領土のみを到着地とする飛行であるか否かが不明な場合、職務権限を有する機関は、2.1 ないし 2.2 に従い、空港及び飛行場において、人に対する検

71

 $^{^1}$ 民間航空の安全性の分野における共通規則に関する、並びに、規則(EC) No 2320/2002 の廃止に関する欧州議会及び理事会の 2008 年 3 月 11 日の規則(EC) No 300/2008 (OJ L 97, 9.4.2008, p.72)

問を行う。

2.3.4 グライダー、超軽量航空機、ヘリコプタ、短距離の飛行のみが可能な小型機 及び飛行船の入国及び出国のための手配は、国内法によって定められ、及び、そ れが適切なときは、2 国間協定によって定められる。

3. 海上国境

3.1 海上交通における一般的な検問手続

- 3.1.1 船舶上での検問は、到着港もしくは出発港、または、その船舶のごく近くに 位置する出港または寄港の目的のための近傍の海域、または、海洋法に関する国際連合条約によって定められる領海内にある船舶上において行われる。構成国は、1.1.4 に定める基本原則を尊重し、国境通過中、または、その船舶の到着もしくは 出発の際、第三国の領土上においてもその協定に従って検問を行うことができるようにする協定を締結することができる。
- 3.1.2 船長、船舶代理店、または、それ以外の、船長から正規に承認された者もしくは関係する行政機関から認められる方法で承認された者は、国際海上交通簡易化条約(FAL条約)の様式 5(船員名簿)及び様式 6(旅客名簿)の中で求められる情報を含む乗組員及び旅客の名簿、並びに、それが適用可能なときは、査証または在留許可証の番号のリストを作成する:
 - 港に入港する前の遅くとも 24 時間以内に、または
 - 航海時間が 24 時間未満の場合、遅くともその船舶が前の港を出港する時に、 または
 - 寄航港が不明の場合、または、航海中にそれが変更される場合、その情報が 利用可能となる時から速やかに。

船長は、国境警備隊に対し、または、国内法がそのように定めている場合には、 そのリストを国境警備隊に対して遅滞なく転送する別の関連機関に対し、そのリストを送信する。

- 3.1.3 受領証(そのリストの署名をした複製物、または、電子的な受信確認)は、国 境警備隊から、または、3.1.2 に示す機関から、船長に対し、返送される。それら の機関は、求めに応じて、その船舶が入港中に、それを作成する。
- 3.1.4 船長は、職務権限を有する機関に対し、直ちに、乗組員の構成または旅客の 数の変動を報告する。

加えて、船長は、職務権限を有する機関に対し、直ちに、かつ、3.1.2 に定める時間制限内に、密航者が乗船していることを連絡する。しかしながら、密航者は、船長の職責に下に置かれ続ける。

第5条及び第8条の特例により、乗船者に対しては、システム上の確認による 国境検問が行われない。ただし、国内の治安及び違法な移民と関連するリスク評 価に基づき正当化される場合に限り、国境警備隊によって、その船舶の捜索及び 乗船者に対する検問が行われる。

3.1.5 船長は、職務権限を有する機関に対し、適正な時に、かつ、関係する港において有効な法令に従い、その船舶の出港を連絡する。

3.2 一定の種類の船荷のための特別の検問手続

観光客船

- 3.2.1 観光客船の船長は、職務権限を有する機関に対し、それが確定されたならば 直ちに、かつ、遅くとも、3.1.2 に定める制限時間内に、その航海の旅程及び計画 を送付する。
- 3.2.2 観光客船の旅程がその構成国の領土内に位置する港のみで構成されている場合、第5条及び第8条からの特例により、国境検問は行われず、また、その観光客船は、入国地点ではない港に入港することができる。

ただし、国内の治安及び違法な移民と関連するリスク評価に基づき正当化される場合に限り、その船舶の乗組員及び旅客に対する検問が行われる。

- 3.2.3 観光客船の旅程がその構成国の領土内に位置する港及び第三国に位置する港で構成されている場合、第8条からの特例により、以下のとおりに国境検問が行われる:
 - (a) その観光客船が、第三国内に位置する港から入港するものであり、かつ、構成国の領土内に位置する港に最初に寄航する場合、その乗組員及び旅客は、 3.1.2 に示すような乗組員及び旅客の名簿に基づく入国審査に服する。

上陸する旅客は、国内の治安及び違法な移民に関するリスク評価がそのような審査を行う必要がないことを示す場合を除き、第8条に従い、入国審査に服する;

(b) その観光客船が、第三国内に位置する港から入港するものであり、かつ、構成国の領土内に位置する港に再寄航する場合、その乗組員及び旅客は、その 構成国の領土内に位置する港に以前寄航した後に名簿が修正された範囲内で、 3.1.2 に示すような乗組員及び旅客の名簿に基づく入国審査に服する。

上陸する旅客は、国内の治安及び違法な移民に関するリスク評価がそのような審査を行う必要がないことを示す場合を除き、第8条に従い、入国審査に服する;

- (c) その観光客船が、構成国に位置する港から入港するものであり、かつ、構成 国の港に寄航する場合、上陸する旅客は、国内の治安及び違法な移民に関す るリスク評価がそれを求める場合には、第8条に従い、入国審査に服する;
- (d) その観光客船が、構成国に位置する港から第三国内の港に向けて出港する場合、その乗組員及び旅客は、乗組員及び旅客の名簿に基づく出国審査に服する。

国内の治安及び違法な移民に関するリスク評価がそれを求める場合には、 乗船する旅客は、第8条に従い、出国審査に服する;

(e) その観光客船が、構成国に位置する港から構成国の港に向けて出港する場合、 出国審査は行われない。

ただし、国内の治安及び違法な移民と関連するリスク評価に基づき正当化 される場合に限り、その船舶の乗組員及び旅客に対する検問が行われる。

遊覧

3.2.4 第 5 条及び第 8 条からの特例により、構成国内に位置する港から入港する遊覧船、または、構成国内に位置する港に向けて出港する遊覧船に乗っている者は、 国境検問に服することがなく、かつ、入国地点ではない港に入港することができる。

ただし、違法な移民のリスク評価に従い、かつ、とりわけ、関係する構成国の 領土に近接して第三国の海岸線が位置している場合に限り、それらの者に対する 検問及びまたはその遊覧船の物的な捜索が行われる。

3.2.5 第 5 条からの特例により、第三国から入港する遊覧船は、例外として、入国地点ではない港に入港することができる。この場合、乗船している者は、入港の許可を受けるために、その港の当局に連絡する。その港の当局は、船舶の到着を報告するため、入国地点として指定されている近隣の港の当局と連絡をとる。旅客に関する申告は、乗船者の名簿をその港の当局に登録することによって行われる。その名簿は、遅くとも到着時には、国境警備隊に利用可能なものとされる。

同様に、不可抗力により、第三国から入港する遊覧船が入国地点以外の港に入 港する場合、その港の当局は、船舶の所在を報告するため、入国地点として指定 されている近隣の港の当局と連絡をとる。

3.2.6 これらの検問を受ける間、その船舶の全ての技術的な特徴及び乗船者名を含む文書が手渡される。その文書の複製物は、入国及び出国する港の当局に提供される。その船舶がいずれかの構成国の領海内に留まる限り、その文書の複製物は、船舶書類の中に含められる。

沿岸漁業

- 3.2.7 第5条及び第8条からの特例により、第三国の領土内に位置する港に入港することなく、登録港またはそれ以外の構成国の領土内に位置する港に毎日または36時間以内に帰港する沿岸漁業の船舶の乗組員は、システム上の確認による検問を受けない。ただし、とりわけ、関係する構成国の領土に近接して第三国の海岸線が位置している場合には、行われるべき検問の頻度を決定するため、違法な移民のリスク評価が考慮に入れられる。そのリスクに従い、人に対する検問及びまたは船舶の物的な捜索が行われる。
- 3.2.8 構成国の領土内に位置する港において登録されていない沿岸漁業の船舶の乗組員は、船員に関する条項に従い、検問を受ける。

フェリー航路

- 3.2.9 第三国に位置する港との航路をもつフェリー航路に乗船する者に対し、検問が行われる。以下の規定が適用される:
 - (a) それが可能なときは、構成国は、第10条に従い、区分されたレーンを設ける:
 - (b) 徒歩の旅客の検問は、個人別に行われる;
 - (c) 自動車の旅客の検問は、その自動車に乗ったままで行われる;
 - (d) 乗合自動車で旅行中の旅客は、徒歩の旅客とみなされる。これらの旅客は、 検問のためにその乗合自動車から降車する;
 - (e) 大型貨物自動車の運転手及びその随行者の検問は、乗員がその自動車に乗ったままで行われる。その検問は、原則として、それ以外の旅客の検問と区分して行われるであろう;
 - (f) 検問を迅速に行うことを確保するために、十分な数のゲートを設ける;
 - (g) とりわけ、違法な移民を検知するために、旅客によって用いられる輸送手段 に対し、及び、それが適用可能なときは、輸送手段に積まれた荷物及びその 他の物品に対し、ランダムな捜索が行われる:
 - (h) フェリーの乗組員は、商船の乗組員と同じ方法で取り扱われる;

- (i) 3.1.2 (旅客及び乗組員の名簿を提出する義務) は、適用されない。理事会指令 98/41/EC¹に従って乗船客名簿が作成されなければならない場合、第三国の港から出港後 30 分以内に、船長から、構成国の領土上の到着港の職務権限を有する機関に対し、その名簿の複製物が送信される。
- 3.2.10 構成国の領土内で複数の寄航をして第三国から入港するフェリーが、その領土内で残りの行程のためにのみ旅客を乗船させる場合、それらの旅客は、出港港において出国審査に服し、かつ、到着港において入国審査に服する。

それらの寄航の間、既に乗船しており、かつ、構成国の領土内で乗船したのではない者に対する検問は、到着港において行われる。目的地である国が第三国である場合には、逆の手続が適用される。

構成国間の貨物船航路

3.2.11 第8条の特例により、構成国の領土上に位置する複数の同じ港の間で、構成 国の領土外に位置するいかなる港にも寄航せず、物品の輸送を構成する貨物船航 路については、国境検問が行われない。

ただし、国内の治安及び違法な移民と関連するリスクの評価に基づいて正当化される場合に限り、それらの船舶の乗組員及び乗船者の検問が行われる。

4. 内国水路船荷

- 4.1 「対外国境の通過をする内国水路船荷」は、河川、運河及び湖沼上における、業務または遊覧の目的のための、全ての種類の小型船舶及び浮き舟の利用を包摂する。
- 4.2 業務目的のために用いられる小型船舶に関し、船長、及び、乗組員名簿に記載があり、その船上で労務に従事する者、並びに、その船上で生活するそれらの者の家族は、乗組員またはそれと均等な者とみなされる。
- 4.3 3.1 ないし 3.2 の関連条項は、内国水路船荷における検問に関し、準用して適用される。

¹ 欧州共同体の構成国の港へまたはその港から運航される旅客船の船員登録に関する 1998 年 6 月 18 日の理事会指令 98/41/EC (OJ L 188, 2.7.1998, p.35)

別 紙 VII

一定の類型の者に適用される特別規定

1. 国家元首

第6条及び第8条ないし第14条からの特例により、その到着及び出発について国境警備隊に対し予め外交経路を介して公式に連絡があった国家元首及びその代表団の構成員は、国境検問に服さないこととすることができる。

2. 航空機の航空従事者及びそれ以外の乗務員

- 2.1 第6条からの特例により、1944年12月7日の国際民間航空条約の別紙9に定める航空従事者技能証明書またはそれ以外の乗務員の身分証明書の所持者は、その職務の遂行過程において、かつ、それらの文書に基づいて:
 - (a) 構成国の領土内に位置する寄航空港または到着空港において、出国または入 国することができる:
 - (b) 構成国の領土内に位置する寄航空港または到着空港の地方自治体の区域に入ることができる;
 - (c) 輸送手段により、当該同一の空港から出発する航空機で出国するために、構成国の領土内に位置する空港に移動することができる。
 - これら以外の全ての場合においては、第6条第1項に定める要件を充足させるものとする。
- 2.2 第7条ないし第14条は、航空機の乗務員に対する検問に適用される。それが可能なときは、航空機の乗務員の検問には優先権が与えられる。特に、搭乗者よりも前に、または、その目的のために設けられた特別の場所で検問を受ける。第8条からの特例により、その職務を遂行する際、国境管理に職責を負う職員に認識されている乗務員は、ランダムな検問のみに服する。

3. 船員

第5条及び第8条からの特例により、構成国は、国際労働機関(ILO)の船員の身分証明書に関する条約第108号(1958年)または第185号(2003年)、国際海上交通簡

易化条約(FAL条約)及び関連する国際法に従って発給された船員の身分証明書を所持する船員について、職務権限を有する機関による検問のために予め送付された当該船員所属船舶の船員名簿上に当該船員の名前があることを条件として、当該船員自身が入国地点に出頭することなく、当該船員の船舶の寄航港の区域内もしくは隣接する地方自治体に滞在するために上陸することによってその構成国の領土に入国し、または、当該船員の船舶に戻ることによってその構成国の領土を出国することを承認することができる。

ただし、国内の治安及び違法な移民のリスク評価に基づき、船員は、彼らが上陸する前に、国境警備隊による第8条に従った検問に服する。

4. 外交官、官吏または機関のパスポートの所持者並びに国際機関の構成員

4.1 彼らが享受する特別の特権及び免除という観点から、構成国によって承認された 第三国もしくはその政府から発給された外交官、官吏または機関のパスポートを 所持する者、並びに、4.4 に列挙する国際機関から発給された文書を所持する者で あって、それらの者の職務の遂行過程で旅行中の者は、それが適用可能なときは、 なお査証の義務に服する者であるとしても、入国地点において、他の旅行者に対 する優先権が与えられる。

第6条第1項(c)からの特例により、これらの文書を所持する者は、彼らが十分な滞在費をもつことの証明を求められない。

- 4.2 対外国境において彼自身または彼女自身が所在している者が特権、免除及び例外の適用を求める場合、国境警備隊員は、彼または彼女に対し、適切な文書の作成によって、とりわけ、信任する国から発給される身分証明書もしくは外交官パスポートまたはそれ以外の手段の作成によって、彼または彼女の地位の証拠を提供することを要求することができる。彼または彼女に疑問がある場合、国境警備隊員は、緊急を要するときは、外務省に対して直接に問い合わせることができる。
- 4.3 信任状を得た外交使節、領事及びその家族は、第 20 条第 2 項に示すカードを提示し、及び、彼らが国境を通過することを承認する文書を提示して、構成国の領土に入国することができる。更に、第 14 条からの特例により、国境警備隊員は、適切な国内機関に問い合わせをした後でなければ、外交官、官吏または機関のパスポートを所持する者がその構成国の領土に入国することを拒否することができない。そのような者について SIS の中で警告が発せられていた場合においても、このことが適用される。

- 4.4 4.1 に定める目的のために国際機関から発給される文書は、とりわけ、以下のものである:
 - 1947年11月21日のニューヨークにおける国際連合総会で採択された専門機関の特権及び免除に関する条約に基づき国際連合の職員及び下部機関に対して発給された国際連合通行証:
 - 欧州連合通行証(EU 通行証):
 - 欧州原子力共同体通行証(Euratom 通行証);
 - 欧州評議会の事務局長から発給された地位証明書;
 - 軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定の第 III 条第 2 項により発給された文書(旅行命令、旅行証明書、または、単独移動命令もしくは団体移動命令を伴う軍 ID カード)、並びに、平和のためのパートナーシップ協定の枠組みの中で発給された文書。

5. 国境通過労働者

- 5.1. 国境通過労働者に対する検問は、国境管理上の一般的な規定、とりわけ、第8条及び第14条によって規律される。
- 5.2. 第8条からの特定により、同一の入国地点において国境を頻繁に通過することが 国境警備隊によって周知されており、かつ、最初に服すべき審査によって、SIS ま たは国内データファイル内で警告が発せられたことがない国境通過労働者は、彼 らの国境通過を承認する有効な文書を彼らが所持すること及び必要な入国要件を 満たすことを確保するためのランダムな検問のみに服する。綿密な審査は、時々、 予告なしに、かつ、不定期に、それらの者に対して行われる。
- 5.3. 5.2 の条項は、他の類型の通常の国境通過住民に対しても、これを拡張することができる。

6. 未成年者

- 6.1. 国境警備隊は、保護者同伴の旅行であるか否かを問わず、未成年者に対して特別の注意を払う。対外国境を通過する未成年者は、入国及び出国に関し、この規則に定める成人のそれと同じ審査に服する。
- 6.2. 保護者同伴の未成年者の場合、特に、未成年者が1名の成人のみに同伴されている場合、並びに、その未成年者に対して適法に親権を行使する者の居住地から違

法に連れ去られたものであるかもしれないと疑われる重大な根拠がある場合には、 国境警備隊員は、未成年者を同伴する者がその未成年者に対して親権をもつこと を確認する。後者の場合、その国境警備隊員は、提供された情報の中の不一致ま たは矛盾を検出するために、更に調査を行う。

- 6.3. 保護者の同伴のない未成年者の旅行の場合、国境警備隊員は、渡航文書及び関係 書類の綿密な審査により、その未成年者が、その者に対して親権をもつ者の意思 に反してその領土を離れることがないことを確保する。
- 6.4. 構成国は、未成年者の調査のための国内連絡部局を定め、欧州委員会に対し、その情報を提供する。それらの国内連絡部局のリストは、欧州委員会によって、構成国が利用可能なものとされる。
- 6.5. 6.1、6.2.及び 6.3.に定める状況のいずれかに関して疑いがある場合、国境警備隊は、未成年者の調査のための国内連絡部局のリストを利用できるようにする。

7. 救援隊、警察及び消防隊並びに国境警備隊

その職務を遂行する際に国境を通過する、緊急時に活動する救援隊、警察及び消防 隊並びに国境警備隊の構成員の入国及び出国のための手配は、国内法によって定めら れる。構成国は、これらの類型の者の入国及び出国に関し、第三国と2国間協定を締 結することができる。これらの手配及び2国間協定は、第5条、第6条及び第8条か らの特例を定めることができる。

8. 沖合労働者

第5条及び第8条からの特例により、第三国の領土上に滞在することなく、構成国の領土上に海路または空路で定期的に帰国する沖合労働者は、システム上の確認による検問を受けない。

ただし、沖合施設の設置場所に近接して第三国の海岸線が位置している場合には、 検問を行う頻度を決定するため、違法な移民のリスク評価が考慮に入れられる。

別 紙 VIII

Name of State			***		
Logo of State (Name of Office)					

r	72		(1)		
APPROVAL OF THE EVIDENCE REGARDING THE RESPECT OF THE CONDITION OF THE DURATION OF A SHORT STAY IN CASES WHERE THE TRAVEL DOCUMENT DOES NOT BEAR AN ENTRY OR EXIT STAMP					
On	at (time)		at (place)		
We, the undersigning authority,			have before us:		
Surname First name					
Date of birth	Place of birth		Sex:		
Nationality Resident in					
Travel document	<u> </u>	number	<u> </u>		
Issued in	7	on			
Visa number (if applicable) issued by					
for a period of days on the following grounds:					
Having regard to the evidence relating to the duration of his/her stay on the territory of the Member States that he/she) has provided, he/she) is considered to have entered or left the territory of the Member State on at the border crossing point					
Contact details of the undersigning authority:					
Tel					
Fax:					
e-mail:					
The person concerned will receive a copy of this document.					
	_				
Person concerned			Officer responsible + stamp		

¹ ノルウェー及びアイスランドにおいてはロゴの表示を要しない。

別 紙 IX

廃止される規則及びその後の改正の一覧

欧州議会及び理事会の規則(EC) No 562/2006 (OJ L 105, 13.4.2006, p.1)

欧州議会及び理事会の規則(EC) No 296/2008 (OJ L 97, 9.4.2008, p.60)

欧州議会及び理事会の規則(EC) No 81/2009 (OJ L 35, 4.2.2009, p.56)

欧州議会及び理事会の規則(EC) No 810/2009(OJ L 243, 15.9.2009, p.1)第 55 条のみ欧州議会及び理事会の規則(EU) No 265/2010(OJ L 85, 31.3.2010, p.1)第 2 条のみ2011 年加盟法の別紙 V の第 9 号

欧州議会及び理事会の規則(EU) No 610/2013 (OJ L 182, 29.6.2013, p.1) 第 1 条のみ欧州議会及び理事会の規則(EU) No 1051/2013 (OJ L 295, 6.11.2013, p.1)

別 紙 X

新旧対照表

<訳出省略>